平成11年度テーマ:①神奈川芸術文化財団、②(社)かながわ森林づくり公社、③(株)ケイネット、④神奈川土地開発公社、⑤(財)神奈川県ふれあい教育振興協会、⑥病院事業(厚木病院、足柄上病院)、 ②普通財産(財産管理課、用地課)

* 所管課欄の()内所属名は、監査当時の所属名

テーマ 区分		事項名	監査の結果又は意見の内容(A)	これまで(昨年度公表時)の措置又は対応状況(B)	所管室課
7	結果	未利用地	①鶴見川廃川敷発見地 ②元神之木台青少年会館 ③警察施設関連 用地 ④元希望ヶ丘高校道路予定地 ⑤元犬管理センター伊勢原職 員公舎	イ 暫定利用をしていく。③ ウ 現況市道のため、市への移管に向け調整中。④	財産経営課 (財産管理課)
			民間会社や個人に長期にわたって貸し付けている17件の物件について、貸付先への売却等も考慮に入れ改善する必要がある。 ①元花月園児童遊園地 40,264.16㎡ ②元保土ヶ谷緑地 ③元平塚地区海岸砂防地 ④元平塚地区海岸砂防地 ⑤茅ヶ崎地区海岸砂防地 ⑥向ヶ崎地区三崎埋立地 ⑦二町谷地区三崎埋立地 ⑧二町谷地区三崎埋立地 ⑨水無川廃川敷	…②、③、④、①、⑦、③ (※⑦の一部契約解除済み) ウ 売却も含めて検討中⑤ (※その他、措置済み8件)	財産経営課 (財産管理課)
7	結果		民間会社や個人に長期にわたって貸し付けている14件の物件について、貸付先への売却等も考慮に入れ改善する必要がある。 ①小田原市国府津213.75㎡(宅地) ②小田原市国府津150.51㎡(宅地) ③高座郡寒川町一之宮496.08㎡(宅地) ④高座郡寒川町一之宮461.41㎡(宅地) ⑤横浜市港北区日吉211.99㎡(宅地) ⑥横浜市港南区笹下108.12㎡(工業用地) ⑦横浜市都築区川向町字左近田884.65㎡(工業用地、宅地)	が、資力がない、隣接地権者との境界確認ができない等の理由があり、貸付を継続しており、引き続き売却等に向け調整を行ってい く。	用地課
7	意見	普通財産の市町村へ の貸付け	市町村の行政施設の用に貸し付けている土地について、実質的には譲渡したものと同じ状況にあるものがあり、また、一方で県が市町村から借りているものもある。交換も視野に入れたうえで、貸付先と適切な土地利用関係を構築することを要望する(9件)。 ①平塚地区海岸砂防地 貸付先:平塚市、面積:6,708.62㎡ 貸付料:無償、使用状況:市道 ②平塚市西八幡地内道路用地 貸付先:平塚市、面積:648.81㎡ 貸付料:無償、使用状況:市道 ③茅ヶ崎地区海岸砂防地 貸付先:茅ヶ崎市 面積:1,576.98㎡、貸付料:無償 使用状況:市道 ④二町谷地区三崎埋立地 貸付先:三浦市、面積:116.24㎡ 貸付料:無償、使用状況:市道	(※その他、措置済み5件)	財産経営課 (財産管理課)
7	意見	暫定的有効利用を図 るための貸付け	暫定利用のために市町村に貸し付けているものの中には、長期にわたっているものがあるが、適切な利用関係を構築することが望まれる(10件)。 ①川崎河岸線跡地 貸付先:川崎市、面積:10,301.53㎡ 貸付料:無償、使用状況:公園用地 ②元紅葉ヶ丘教育施設建設予定地 貸付先:横浜市、面積:3,957.88㎡ 貸付料:無償、用途:公園用地 ③元平塚地区海岸砂防地 貸付先:平塚市、面積:3,289.43㎡ 貸付料:無償、用途:児童遊び場 ④元茅ヶ崎地区海岸砂防地 貸付先:茅ヶ崎市 面積:8,687.61㎡ 貸付料:無償、用途:公園用地等	ア 交換等の可能性を検討している。 (4件)①、②、③、④ (※その他、措置済み6件)	財産経営課 (財産管理課)

平成20年度テーマ:①農業振興事業、②工業及び商業に係る振興事業、③(財)あしがら勤労者いこいの村

テーマ 区分	結果 意見	事項名	監査の結果又は意見の内容(A)	これまで(昨年度公表時)の措置又は対応状況(B)	所管室課
<u></u>	辛日	津久井湖観光センター		令和3年度の行政改革推進本部での検討の結果、県有施設の見直 しの方向性を「現行運営の継続」に変更したことを、令和4年第1 回定例会、総務政策常任委員会及び国際文化観光・スポーツ常任委 員会で報告済。 民間(市)への移譲について検討を継続している。	観光課(商業観光流通課)

平成22年度テーマ:①下水道事業について、②下水道公社

	結果 意見	事項名	監査の結果又は意見の内容(A)	これまで(昨年度公表時)の措置又は対応状況(B)	所管室課
1	結果	休止設備について	(相模川流域下水道右岸処理場) 使用できない設備は、休止設備として管理することなく廃棄する 必要がある。	令和4年度に撤去工事を発注し、令和6年度の完成を予定している。	流域下水道整備 事務所
1	意見	扇町処理場における 空き用地の有効活用 について	酒匂川流域下水道の右岸(扇町)処理場に生じている空き用地については、今後の事業進捗を踏まえ、有効活用の方策等について検討することを要望する。	空き用地の有効活用について、引き続き、小田原市の要望等の条件を調整するなどして協議を進めていく。	下水道課 (流域海岸企画 課及び下水道 課)
①	意見	7	上部利用施設が実質的に完成し、単独で利用できると認められる	相模川左岸処理場上部利用施設(柳島しおさい広場)については、平成28年4月1日に茅ヶ崎市への管理移管が完了した。その他の広場については完成後に市へ移管、それまでは当面県で管理することとしているが、今後、処理場施設を増設する予定であり、現時点では完成時期は未定となっている。	流域下水道整備 事務所

平成25年度テーマ:基金の管理と運用について

指摘 意見	事項名	監査の指摘又は意見の内容(A)	これまで(昨年度公表時)の措置又は対応状況(B)	所管室課
かながわ森林	林基金			
	的の再確認	県の財政が逼迫する中、基金を取り崩して事業執行に充てるという政策判断が不当とは言えないが、少なくとも、永続的な事業執行の必要性が高い森林整備事業については、他の森林関係の基金を含めて、県としての統一的かつ長期的な財源の見通しを立てることが望まれる。	かながわ森林基金の現状と運用方法について、関係部局と情報共	森林再生課

平成27年度テーマ:①県民利用施設の管理について、②公益財団法人神奈川芸術文化財団、③公益社団法人青年海外協力協会・株式会社金港美装グループ

	指摘 意見		監査の指摘又は意見の内容(A)	これまで(昨年度公表時)の措置又は対応状況(B)	所管室課
神奈川	県立歴	歴史博物館			
1)	意見	収蔵スペースの確保	博物館の収蔵品は増え続けるものであり、現状でも十分なスペースがあるとは言い難い。早期に将来の収蔵スペース確保の計画を立てておくことを検討されたい。	社会教育施設全体の問題として、県立社会教育施設等収蔵問題対策検討会議における収蔵スペース確保のための検討内容を踏まえ、令和元年度に収蔵施設整備に向けた基本調査を行った。引き続き、基本調査の結果を踏まえ施設整備方針を検討している。	生涯学習課
神奈川	県立生	生命の星・地球博物館			
1	意見	四番日人はの田畑四	収蔵品の管理においては、備品であるか否か(5万円未満か否か)にかかわらず、収蔵品全体の現物照合についてのルールを設け、更に改善された管理体制の構築を目指すことを検討されたい。	収蔵品全体の現物照合についてのルールを設け、管理体制の改善を図った。	生涯学習課
1)	意見	収蔵スペースの確保	博物館の収蔵品は増え続けるものであり、現状でも十分なスペースがあるとは言い難い。早期に将来の収蔵スペース確保の計画を立てておくことを検討されたい。	社会教育施設全体の問題として、県立社会教育施設等収蔵問題対 策検討会議における収蔵スペース確保のための検討内容を踏まえ、 令和元年度に収蔵施設整備に向けた基本調査を行った。引き続き、 基本調査の結果を踏まえ施設整備方針を検討している。	生涯学習課

平成28年度テーマ:財政的援助団体等に関する財務の執行について

指摘 意見	事項名	監査の指摘又は意見の内容(A)	これまで(昨年度公表時)の措置又は対応状況(B)	所管室課
社会福祉法	人神奈川県社会福祉協	3議会		
	社5 県社協の市区 町村社協に対する指 導・監督の徹底	かったり、貸付事業報告書における貸付・償還手続の実施状況について積極的に改善を求めていなかったりする例が見られた。	令和4年度は、令和3年度と同様に新型コロナウイルス感染症の 感染拡大防止の観点から、訪問することは適当ではないと判断し、 実地調査は行わなかった。令和5年度は特例貸付の償還免除業務が 集中するため、残りの24か所の実地調査については実施時期を検討 していく。	生活援護課
神奈川県道路	路公社			
意見	道 5 請負契約の発 注仕様内容の検討	と、プログラムを全て変更とし新規にプログラムを組み直す仕様な ど、複数の仕様が考えられる場合、より予算の効率的利用を図るた め、競争入札を実施するにあたっては、複数の業者から仕様ごとの 見積りを取得するなどしたうえで仕様を定めたり、移植ないし新規	真鶴道路遠方監視設備更新工事については、令和4年度に2年間の債務負担行為にて、工事請負契約を締結した。 工事発注においては、プログラムの新規開発や既存システムを継続使用する方法などについて、更新手法を限定しない仕様にて事前に見積公募を行った。 その結果、見積書の提出は2社からあり、当該2社による競争入札を実施した。	道路企画課

平成29年度テーマ:県立学校の財務に関する事務の執行について

指摘	<u> </u>	第に関する事務の執行について		
意見	事項名	監査の指摘又は意見の内容(A)	これまで(昨年度公表時)の措置又は対応状況(B)	所管室課
意見	県立高校改革実施計	が必要である。この観点から考えると、目標(計画)については、 なるべく具体的にしておくこと、すなわち数値化が可能な項目につ いては数値化しておくことが望ましいと考える。	平成30年10月に策定した実施計画(Ⅱ期)において、計画の進捗管理に用いる具体的な目標については、かながわグランドデザインや県立学校施設再整備計画(新まなびや計画)等によるものとした。 また、令和4年10月に策定した実施計画(Ⅲ期)においても、国が掲げる取組目標等も注視しながら、数値化が可能な項目について、関連する他の計画による具体的な目標を用いることとした。	教育局総務室
意見	県立高校改革実施計 画の進捗管理におけ る検証方法および検 証時期	ンケートなどが考えられる。 進捗管理を適切に行うためには、実施状況を適切に検証すること	実施計画(I期)の取組みのうち具体的な数値化が可能なものについては数値化による検証を、そうでないものについては成果発表等による取組状況の把握や関係者へのアンケート等による検証を行った。 また、平成30年10月に策定した実施計画(II期)において、かながわグランドデザインや県立学校施設再整備計画(新まなびや計画)等における目標を計画の具体的な目標として、これらの目標の達成状況を検証に用いることとしたことから、令和4年10月に策定した実施計画(II期)においても、今後の社会状況の変化や、期別の検証結果を踏まえながら、具体的目標の達成状況を検証できるよう計画に位置付けた。 さらに、実施計画(II期)の策定時には、実施計画(I期)及び(II期)の検証の実施結果を踏まえながら、検証時期、方法等を定めた。	教育局総務室
意見	システムを用いた過 年度債権の管理	うにシステム改修を行うことが望ましい。	令和4年度から実施する授業料徴収システムの再構築に伴い、過年度債権について管理できるようシステムの機能を追加し、令和6年2月に施行します。	教育局財務課
意見	給食費徴収の公費化	学校給食に係る生徒の保護者負担分に係る経費は、公費化することが望ましいと考える。 短期的には、投資や人員調整に伴う経費の発生が見込まれるが、長期的には、教員の多忙化の解消や専門職員の配置に伴う事務の効率化が期待できる。また、適法性の問題も解消されることから、全体的には、公費化を進めることの方が、便益が大きいものと考えられる。 文部科学省でも教員の多忙化解消を目的として、給食費の公費化に向けた調査研究に係る予算を平成30年度概算要求に計上している。このように全国的な取り組みになりつつある給食費の公費化について、特別支援学校においても検討されたい。	「神奈川県立特別支援学校給食費公会計化検討ワーキンググループ」での協議を踏まえて、現時点では、県立特別支援学校において公会計化を実施しても、学校全体の業務負担の軽減や効率化につながらないため、公会計化は実施しないこととした。	保健体育課 特別支援教育課 教育局総務室 教育局財務課

平成30年度テーマ:環境政策に関する事業の財務事務の執行について

指摘 意見	事項名	監査の指摘又は意見の内容(A)	これまで(昨年度公表時)の措置又は対応状況(B)	所管室課
辛目	事前公募方式による 水源林整備事業の業	管理委託は、通常の森林整備業務より高度な業務であることから、一定の業務実施要件を設けること自体は不合理ではないが、管理委託の業務実施要件で定められている「管理森林内の森林整備の必要箇所及びその内容」や「管理流域内の荒廃状況が激しく、早急に確保することが必要な箇所」といった内容は、本来委託業務内容の森林調査業務にて実施すべきもの、あるいは前年度の事業者の成果物等で引き継ぐべきものである。このため、これらを事前の参加要件として新規参入の事業者に課すことは、技術的要件の範疇を超えている。 実際に、管理委託は随意契約が継続しているものが多数である。これらの状況を総合的に勘案すると、業務実施要件を見直し、一定の技術力を有する事業者の参入機会を確保することが望まれる。	管理委託業務の調達方法や発注方法について検討を進めた結果、 令和5年度より、それまでの事前公募型随意契約を見直し、条件付 き一般競争入札での実施に移行することとした。	水源環境保全課
意見	約の見直しについて	水源林整備事業の管理委託事業による事前公募方式自体は、業務 実施条件を満たした事業者であれば、誰でも参入可能な制度である ため、単年度毎に事業者が変わり得る。 この点、神奈川県は、水源林整備についてかながわ水源環境保 全・再生実行5か年計画を定めて、中長期的な視点から水源林環境 整備を推進している。このような点を鑑みると、管理委託のような 計画立案機能を含む包括的な委託においては、中長期的な関係を前 提とした調達を行う方が事業全体の有効性を高めることができるも のと思料する。このため、単年度契約を前提とせずに、複数年契約 といった調達方法を検討することが望ましい。	管理委託業務の調達方法や発注方法について検討を進めた結果、 設計積算や執行面での課題が多いことから、複数年契約での実施は 見送ることとした。	水源環境保全課

令和2年度テーマ:本庁庁舎の維持管理に関する財務事務の執行について

指摘 意見	事項名	監査の指摘又は意見の内容(A)	これまで(昨年度公表時)の措置又は対応状況(B)	所管室課
意見	議員控室の改修工事 費用の縮減	る。	令和5年度の改選では、会派構成の状況等を踏まえ、会派控室間の間仕切り(遮音壁)変更等の工事は実施しないこととなった。左記提案内容については、今後の改選における工事において、引き続き参考としていく。	財産経営課 (施設整備課)

令和3年度テーマ:私債権の回収及び整理に関する財務事務の執行について

指摘	事項名	監査の指摘又は意見の内容(A)	これまで(昨年度公表時)の措置又は対応状況(B)	所管室課
指摘	遅延損害金を調定・ 徴収すべきである (産業廃棄物最終処 分場処理手数料)	本件債権について、債権所管課は、民法第415条第1項本文が損害賠償請求を行うか否かにつき債権者に裁量を認める趣旨のものであるとの理解を前提に、遅延損害金の請求を不要と整理している。しかし、民法第415条第1項本文の規定は、単に債務不履行に基づく損害賠償請求権の発生要件を定めたものと解するのが一般的な理解である。また、本件債権についても、民法の原則(第419条第1項、同第2項、第404条第2項)のとおり、本来の履行期限後は、何らの手続等を要することなく、当然に損害賠償請求権としての遅損害金債権(現在は年3%)が発生することとなると解される。地方公共団体の有する債権については、最高裁平成16年4月23日判決の趣旨を踏まえれば、債権所管課における上記の民法第415条第1項本文の理解には重大な疑問がある。さらに、実質的に検討しても、例えば遅延損害金の額が極めて少額で徴収停止の要件(地方自治法施行令第171条の5第3号)を満たしているような場合等はおくとしても、本債権に係る遅延損害金一般につきすべからく請求対象から除外するとの現状の取扱いなるといるような合理的理由は特段見当たを納付した債務者と他の債権の債務者との間の公平を害するとのとさえいうことができる。したがって、本件債権に係る遅延損害金について調定・徴収を行っていない現状の取扱いを正当化することは困難と言わざるを得ず、この点は速やかに是正すべきである。	令和5年4月1日以降の搬入分により発生する債権について、契約書に遅延損害金の扱いを明記し、遅延損害金の調定・徴収を行っている。	資源循環推進課
指摘	徴収不能引当金を適 切に計上すべきであ る(産業廃棄物最終 処分場処理手数料)	公会計上は債権については回収可能性に基づいて徴収不能引当金を計上することとされており、消滅時効の完成や不納欠損処理は徴収不能引当金の計上を必要とする徴表の一つに過ぎない。本件債権については、回収可能性に疑義が生じているものがあることが明らかであるから、消滅時効の完成や不納欠損処理の有無にかかわらず、債務者の資力や滞留期間、債務者との交渉経緯などを総合的に勘案して回収可能性を詳細に検討した上で、徴収不能引当金を適切に計上すべきである。	過年度収入未済債権について、回収の可能性があるものを除いた 全額を令和3年度以降の決算財務書類に徴収不能引当金として計上 している。	資源循環推進課
指摘	連帯保証人に対する 請求等を躊躇なく行 うべきである(農業 改良資金貸付金返納 金及び同延滞違約 金)	れら本件債権は、既に本来の償還期限を長期間徒過しているのであるから、相当に高度な理由のない限り、連帯保証人に対する請求等 を回避すべきではない。	主債務者及びその連帯保証人に対する請求等を引き続き行っている。	農業振興課

指摘	切に計上すべるである(農業改良資金貸	ことが明らかであるから、消滅時効の完成や不納欠損処理の有無に かかわらず、債務者の資力や滞留期間、債務者との交渉経緯などを 総合的に勘案して回収可能性を詳細に検討した上で、徴収不能引当 金を適切に計上すべきである。	農業振興課
指摘	福祉資金貸付金返納	本件債権は、すでに滞納が発生している債務者だけでも3,000人前後にのぼり、かつ、同一の債務者が異なる複数の借入をしていることから、債権の管理には多大な時間と労力を要するものである。それにもかかわらず、債権の管理・回収にあたっているのは実質的に2~3名程度の職員のみであり、かつ、当該職員も他の業務と兼務しているとのことで、他の業務が多忙な時期には債権管理業務は後回しになってしまっているのが実態であり、事実上、大半の債権について適切な債権管理をすることが不可能な状況である。	子ども家庭課
指摘	徴収停止措置が活用 されていないこと (母子父子寡婦福祉 資金貸付金返納金及 び同違約金)	(1) 本件債権については、徴収停止措置が全く活用されていない。 (2) 督促をしてもなお支払がなされない債権については、履行延期の特約の措置が取られる場合を除き、原則として訴訟提起や支払督促等の法的措置をもって請求するべきであるところ(地方自治法施行令第171条の2)、訴訟の場合は少なくとも6,600円(印紙代1,000円、郵便切手代約2,000円)の費用がかかることになるのであるから、債権の額が上記費用の額に満たないものについては、同法施行令第171条の5第3号「債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき」に該当するものとして、積極的に徴収停止の措置を取り、早急に債権管理の対象から外すべきである。 (3) この点、県が直接管理する債権のうち債権額が2,500円未満のものは38件あるが、これらの債権については、支払督促の申立てに要する費用に満たないことは明らかであるから、微収停止の措置を取るべきである。 (4) 法的措置としては支払督促よりも訴訟提起によるのが適切であるが、その場合には少なくとも6,600円の費用がかかることになるのが適切であるが、これらの債権については、支払督にの申立てに要する費用に満たないことは明らかであるから、微収停止の措置を取るべきである。 (4) 法的措置としては支払督促よりも訴訟提起によるのが適切であるが、その場合には少なくとも6,600円の費用がかかることになる。県が直接管理する債権のうち金額が2,500円未満のものは51件あるが、これらの債権についても、同法施行令第171条の5第3号に基づき積極的に徴収停止の措置を取るべきであろう。	子ども家庭課

(1) 令和元年度は計59名の債務者に対して支払督促を申し立てて |いるが、滞納者数が3,000名以上いることからすれば、本来法的手続|し、より効率的な債権管理・回収に努めた。事務配分についても、 |が必要な債務者のうちごく一部についてしか手続が取られていない | 業務分担を見直し細分化を図り、支払督促申し立て者の所在調査・ ものと思われる。

予算や人員との関係から、現状ではやむを得ないのであろうが、 早急に改善が必要である。

(2) 法的手続としてはもっぱら支払督促が利用されているが、こ |れは神奈川県債権管理条例第5条第3項が法的措置による履行の請 |求として「支払督促の申立てを積極的に行うものとする。」と規定 していることによるものと思われる。

この点、支払督促は債務者に滞納額全額の一括払いを命じるもの であるところ、それまで滞納を重ねてきた債務者が任意に一括払い をする可能性は極めて低く、それゆえ、債務名義取得後に強制執行 の申立てをせざるを得ない。しかるに、債務者の財産状況等に関す る情報が不十分であるため、ただちに強制執行を申し立てることが できておらず、債務名義を取得しても有効な回収に結びついていな

法的回収手続きにつ 金及び同違約金)

指摘

一般的に、自治体の有する債権について法的措置が必要となった 場合は、訴訟を提起したうえで、債務者から分割払いの申出があっ いて(母子父子寡婦」だ場合は、履行延期の特約の手続をとる場合と同様に、債務者から 福祉資金貸付金返納。その生活状況や収支状況、財産状況等を詳細に聴取したうえで、債 務者の状況に応じた額の分割払いを内容とする裁判上の和解を成立 |させて債務名義を取得し(民事訴訟法第267条)、または和解に代わ る決定(民事訴訟法第275条の2)を得ること等により債務名義を取 得する方法により、分割払いに応じるのが実効的な回収に結びつく といえる。

> (3) また、令和元年度に支払督促を申し立てた59件のうち4件 は、送達不奏功により申立てを取り下げている。これは、支払督促 においては公示送達によることができない(民事訴訟法第382条但 書)ことによるものと思われる。

> これに対し、訴訟手続においては公示送達によることができ(民 事訴訟法第110条~第113条)、債務者の所在が不明であっても債務 名義を取得することが可能である。

> したがって、本件債権について法的措置による履行の請求が必要 となった場合についても、直ちに強制執行により回収可能な財産が |あらかじめ把握できているなどの特段の事情がない限りは、訴訟を 提起したうえで裁判上の和解又は和解に代わる決定により分割払い に応じることを絶対的な人員不足の解消と合わせ第一義的な措置と して検討するべきである。

支払督促については、予算や人員の許す範囲で可能な限り実施 現地調査等を複数名の職員で行うなど、より効率的な債権管理を 行った。

また、裁判上の和解等に関わらず、債務者から分割払いの申出が |あった場合は、従来どおり、債務者からその生活状況、収支状況等 を詳細に聴取し、地方自治法で定める履行延期の特約の要件を満た すか否かを踏まえたうえで、その要件を満たす場合に同特約の手続 をとることにより分割払いに応じることとした。

子ども家庭課

指摘	時効管理について(母子父子寡婦福祉資金貸付金返納金及び同違約金)	(1)滞納債権の3~4割程度については消滅時効が完成していると思われるとのことであり、適切な時効管理がなされているとはとでも言えない状況である。 (2)その理由としては、①滞納者の所在不明、②時効管理を含め当時の担当者の債権管理に対する理解所の債権に関するアラム機能がない。等が挙げられているが、これらはいずれも債権者たる県におする人員の不足、等が挙げられているが、これらはいずれも債権者との解定を免事由のうち②③④についてはいずれも債権者とよりの告訴を免事的であるから、早急にしかるべきである。 (3)①債務者から時効を援用する旨の申出がない限りはいいて改善である。 (3)①債務者から時効を援用する旨の申出がない限りないは必要さであり、全にしかるが、上記②の取扱いをして必ずとの取扱いはいるとの取扱いをして必ずとの取扱いはなるとの取扱いないでない。時効の援用は要式頭であるが、上記②の取扱いはなく、必ずしもきがが援用してよる必要はないであるが、上記②のであるがあり、そのの氏とも書面による必要はないであるが、上記②のであるがあり、そのの氏とももの氏との氏と、時効の発育の発育がある時に、大き時効を援用があるからである。なお、その発育がある時に、対応にため、ないであるを援用するとの発育がある。なお、令和2年4月1日の種類を明かをした債権のである。(4)なお、令和2年4月1日の種類を関ができるだけ詳細に交渉の発言によるの発言がある。(4)なお、令和2年4月1日の種類を関がをした債権をでいるとのである。(4)なお、令和2年4月1日の種類を関がをした債権でのによりがあるととを階ま2条が適用される可能を対しては、10年の消滅時効をしたのとしても、事業開始資金及び事業継続資金にているとのである。ともいるとを踏まる履行請求等の時効更新措置を取るなど、確実な時効管理をするべきである。	(1) (2) の時効管理については、①滞納者の所在を綿密に調査した上で、債権管理条例第6条に基づき債権放棄を行う。②③については債権管理適正化担当者研修を受講し担当者の知識・理解を深めるとともに、引き続き従来通りの取扱いとした。④のアラート機能については、消滅時効完成者を簡易に抽出できるよう令和7年1月のシステム更新時に機能強化を図れるよう検討中である。(3) 口頭での時効援用や債務承認については、令和4年2月28日付総務局総務室経理担当課長通知「債権の適切な管理について(通知)」に基づき電話録取書を作成して対応の上、欠損処分を行った。(4)消滅時効にかかる可能性がある債権については、分納誓約書の提出を促し、債務承認を得ることや、支払督促を通じた債務名義の取得など、確実な時効管理をした。	子ども家庭課
指摘	徴収不能引当金の算 定方法について(母 子父子寡婦福祉資金 貸付金返納金及び同 違約金)	徴収不能引当金は当年度を含めた過去6年間の不納欠損額を前年度以前の6年間の年度末債権残高で除することにより不納欠損実績率を算出し、これに前年度の債権残高を乗じることにより算定されている。すなわち、平成27年度から令和2年度までの不納欠損決定額の合計額を平成26年度から令和元年度までの各期の債権残高の元年度末の債権残高に乗じることにより徴収不能引当金を算定されている。しかし、県の地方公会計マニュアル(貸借対照表計上編)では過去一定期間の不納欠損累計額を過去一定期間の不納欠損決定前年度末債権残高で除することにより徴収不能引当金を算定するとされていることから、令和元年度末の債権残高ではなく、令和2年度末の債権残高に乗じることにより徴収不能引当金を算定するべきである。また、令和元年度末の調定済み債権残高1,215,994,842円に対して不納欠損率を乗じて徴収不能引当金を算定しているが、本来であれば、令和2年度末日付の未調定分も含めた債権残高である3,443,155,308円に対して不納欠損実績率を乗じて徴収不能引当金を算定するべきである。	徴収不能引当金については、令和3年度決算財務書類に計上したが、今後も引き続き決算財務書類に計上する。	子ども家庭課

指摘	別母子福祉資金貸付金返納金及び同違約金)	徴収不能引当金は当年度を含めた過去6年間の不納欠損額を前年 度以前の6年間の年度末債権残高で除することにより不納欠損実績 率を算出し、これに前年度の債権残高を乗じることにより算定され ている。 すなわち、平成27年度から令和2年度までの不納欠損決定額の合 計額を平成26年度から令和元年度までの各期の債権残高の合計額で 除することにより不納欠損実績率を算定し、これを令和元年度末の 債権残高に乗じることにより徴収不能引当金を算定されている。 しかし、県の地方公会計マニュアル(貸借対照表計上編)では過 去一定期間の不納欠損累計額を過去一定期間の不納欠損決定前年度 末債権残高で除することにより徴収不能引当金を算定し、当年度の債権 残高に乗ずることにより徴収不能引当金を算定するとされているこ とから、令和元年度末の債権残高ではなく、令和2年度末の債権残 高に乗じることにより徴収不能引当金を算定するべきである。	子ども家庭課
指摘		本件債権は、本来的に回収が困難な類型のものであり、額が大きくなればなるほど一括払いによる返納は事実上難しいものであることから、督促、催告、臨戸訪問、分割払いの申出があった場合の対応等、必然的に個々の債務者に費やす事務量が多くなる傾向にある。しかしながら、本件債権の回収を担当する職員は1人のみであり、かつ、当該職員についても他の多数の業務をこなしながら債権管理業務に当たっており、同職員が担当する事務全部に充てる時間のうち、概ね1割~2割程度の時間しか債権の管理回収業務に充てることができていないとのことである。本件債権については、法令上取るべき措置の多くが適切に実施されておらず、反応がない債務者や資力が全くない債務者については消滅時効の完成を待って不納欠損処理をするという傾向が認められるが、その最大の要因は人員不足にあると思われる。よって、人員の補強や適切な事務分配などの改善策を早急に検討するべきである。	子ども家庭課

指摘	徴収停止措置が活用 されていないこと (児童扶養手当返戻 金)	令第171条の2)、訴訟の場合は少なくとも6,600円(印紙代1,000円、郵便切手代5,600円)、支払督促の場合でも約2,500円(印紙代500円、郵便切手代約2,000円)の費用がかかることになるのであるから、債権の額が上記費用の額に満たないものについては、同法施行令第171条の5第3号「債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき」に該当するものとして、積極的に徴収停止の措置を取り、早急に債権管理の対象から外すべきである。(2)また、本件債権で消滅時効が完成した事案のうちの相当数は、債務者の所在不明によるものとのことであるが、そのような債権については、差押可能な財産の調査をしたうえでこれが見当たらないときは、同法施行令第171条の5第2号「債務者の所在が明費者については、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるときその他これに類するとき」に該当するものとして、積極的に徴収停止の措置を取り、早急に債権管理の対象から外すべきである。かかる措置を取らずに漫然と消滅時効が完成するのを待って不納欠損処理をするという現状の取扱いでは、適切な債権管理を怠っているとのそしりを免れないというべきである。	児童扶養手当返戻金については、令和4年度に債務者の事案整理を行い、現在、徴収停止を活用する債権は存在しない。今後、債権の額が訴訟や支払督促の費用の額に満たない場合や、債務者の所在が不明で差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えない場合等は、積極的に徴収停止の措置を図る。	子ども家庭課
指摘	徴収不能引当金の算 定方法について(児 童扶養手当返戻金)	児童扶養手当返戻金については、県の地方公会計マニュアル(貸借対照表計上)に定める原則的な方法により算定されている。しかし、これまでの債権残高と不納欠損額の推移を見ると、債権残高の減少のほとんどは不納欠損によるものであり、このような実態を踏まえると、令和2年度の債権残高20,670,710円に対する徴収不能引当金3,262,934円が十分な引当額であるかは疑念が残る。債務者ごとに個別に回収可能性を検討する等より適切な方法により徴収不能引当金を算定することが望まれる。また、児童扶養手当返戻金のうち、現年度発生分については時効到来まで債権回収に努めるとして徴収不能引当金の算定対象としていないが、時効到来まで債権回収に努めるのは現年度発生分も過年度発生分も同じであり、徴収不能引当金の算定対象としない理由にはならず、現年度発生分についても徴収不能引当金の算定対象とすべきである。	徴収不能引当金については、令和3年度決算財務書類に計上したが、今後も引き続き決算財務書類に計上する。	子ども家庭課
指摘	いて(介護福祉士等 修学資金貸付金返納 金及び同違約金)	本件債権の徴収不能引当金の計上については、個別の債権ごとに 回収可能性を判断しているとのことであり、令和2年度においては 全額回収可能として徴収不能引当金を計上していない。 しかし、収入未済の主な理由が経済的理由による未納であれば、 その回収可能性には一定の疑義が生じるはずであり、徴収不能引当 金が全く計上されないというのは合理性に欠けると思われる。債務 者の資力や延滞期間などを考慮して徴収不能引当金計上の要否を慎 重に検討することが望まれる。	徴収不能引当金については、全庁的な整理に合わせ、令和3年度 決算財務書類に計上した。引き続き決算財務書類に計上していく。	地域福祉課
指摘	公会計上の処理につ いて (寄附金)	債務者は遅くとも平成28年末頃までには寄附金を支払う意思を完全になくしていたものと思われることから、平成29年以降は、債権管理を維持するとしても、全額を徴収不能引当金として計上しておくべきであったと思料する。	徴収不能引当金について、全庁的な整理に合わせ、令和3年度決算財務書類に計上した。	高齢福祉課

指摘	今後の方針について (寄附金)	理を行うべきである。 ただし、私債権であるため、時効が完成しても債務者からの時効 援用がない限り債権は消滅しない。 しかしながら、本件債務者は平成28年以降、県からの郵送物は全 て受け取りを拒否しており、債務者からの時効援用は期待できない。また、債務者の住所が判明していることから、神奈川県債権管 理条例第6条第1号に基づく債権放棄もできない。 以上より、今後の方針としては、早急に議会の議決(地方自治法 第96条第1項第10号)により債権放棄をしたうえで不納欠損処理を するのが妥当であると思料する。		高齢福祉課
指摘	連帯保証人に対する請求が不十分であること(高齢者居室等整備資金貸付金返納金)	(1)本件債権について滞納が発生した場合、基本的には借受人に対してのみ請求しているとのことであり、連帯保証人に請求した場合でも後に借受人やその家族から「連帯保証人には請求しないでもらいたい」との要請やクレームが入った場合はその後の連帯保証人に対する請求は控えているとのことであるが、かかる取扱いは妥当ではない。 (2)債権について督促した後、相当の期間を経過してもなお履行されないときは、連帯保証人に対しても履行を請求する必要がある(地方自治法施行令第171条の2)。この点は、借受人や連帯保証人からクレームがあった場合も異ならない。連帯保証人はまさに借受人があられた場合には対する履行請求が必要であることを十分に説明したうえ、連帯保証人に対する履行請求が必要であることを十分に説明したうえ、連帯保証人に対する履行請求を粛々と実施するべきである。 (3)なお、上記「相当の期間」がどのくらいかは一概にはいえないが、一般論としては、滞納額が比較的少額にとどまる範囲として概ね滞納発生時から3か月以上支払がない場合には連帯保証人に対しても履行請求するべきであろう。 (4)この点、本件債権については、1年以内に支払があった債務者については催告書の送付対象から外しているとのことであるが、かかる取扱いは早急に改めるべきであり、概ね3か月以上支払がない債権については、借受人とあわせて連帯保証人に対しても催告書を送付するべきである。 滞納発生後も長期間連帯保証人に履行請求しない場合には、滞納額を増大させることに留意するべきである。	時効完成前の債権(約60件)のうち、支払が3か月以上滞っている債権(約30件)の主債務者に対して、令和5年度中に催告書の送付、所在調査等を実施の上、主債務者が所在不明又は支払能力がない場合等においては、連帯保証人に請求すべきか検討の上、請求していく。	高齢福祉課

指摘	徴収停止や債権管理 条例に基づく債権放 棄が活用されていな いこと(高齢者居室 等整備資金貸付金返 納金)	(1) 本件債権については、債務者が所在不明となっている債権がある一方で、徴収停止措置が全く活用されていない。 (2) 督促をしてもなお支払がなされない債権については、履行延期の特約の措置が取られる場合を除き、原則として訴訟提起や支払督促等の法的措置をもって請求するべきであるととろ(地方自治法施行令第171条の2)、履行期限後相当の期間を経過してもなお履行されていないものについて「債務者の所在が不明であり、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるときその他これに類するとき」や、「債権金額が少額で、取立てに要する費用に加入をきる以後をの保全及び取立てをしないことできる(同法施行令第171条の5第2号、第3号)。 (3) 本件債権については、所在不明の債務者についても徴収停止の措置を取ることにより、以後その保全及び取立てをしないことができる(同法施行令第171条の5第2号、第3号)。 (3) 本件債権については、所在不明の債務者についても徴収停止の措置を取ることにより、以後をの保全人があるが、これでは債権管理を怠っていたと評価されることになってしまう。したがって、今後は、徴収停止の要件を満たて消滅時効が完成したがこれを活用するべきであり、同措置後に消滅時効が完成したがこれを活用するべきであり、すでに時効が完成しており、かる情極的に手がある。 (4) なお、本件債権のうちには、すでに時効が完成しており、かつ、債務者が所在不明となっている債権も存在するが、このような債権については回収の見込みは全くないため、今後も管理を維持する必要性はないから、神奈川県債権管理条例第6条第1項第1号による債権放棄を積極的に進めるべきである。	債務者の所在調査を行い、令和4年度中に6件の債権放棄を行い、議会に報告した。	高齢福祉課
指摘	法的回収手続の実施 が不十分であること (高齢者居室等整備 資金貸付金返納金)		債務者・連帯保証・法定相続人への催告や所在調査を行い、令和 4年度中に6件の債権放棄を行い、議会に報告した。引き続き対応 を講じた上で、万が一回収できないケースがあれば、支払督促の申 立てを検討する。	高齢福祉課

指摘	いて(喜齢者民室等	本件債権については、これまで徴収不能引当金を計上したことはないとのことであるが、本件債権の全件が滞納債権であるにもかかわらず令和2年度の元利金の回収率が約0.9%、違約金の回収率が約4.7%にすぎないこと、相当数の債権についてすでに消滅時効が完成していること、20年以上支払のない債権も40件以上あること、等の事情に鑑みれば、むしろ、債権額の大部分について徴収不能引当金を計上するべきである。なお、徴収不能引当金の計上に当たっては、県の地方公会計マニュアル(貸借対照表計上編)の計算例による等、本件債権の実態に即して適切な額の徴収不能引当金が計上されるべきであることは言うまでもない。	高齢福祉課
指摘	取らなかったこと (自立支援医療費返納金)	情権所管課は、債務者に対する督促状の発送について、財務規則の定める期限を経過して、納入通知に記載した納期限を徒過してから3か月後に行っている。また、債権所管課は、債務者に対する督促状の送付以降も、神奈川県収入未済金管理ハンドブックに従った回収処理を行わなかった。確かに、本件債権に係る未収の過去事例が乏しく未収金対応の経験が十分でなかったこと、本件債権の納付通知に記載された当初の納期限の後に神奈川県収入未済金管理ハンドブックが制定されたこともあり、担当者が神奈川県収入未済金管理ハンドブックが制定されたこともあり、担当者が神奈川県収入未済金管理ハンドブックが制定されたこともあり、担当者が神奈川県収入未済金管理ハンドブックで基づく措置を取ることに慣れていなかったなどの債権所管課にとって酌むべき事情もある。しかし、債権所管課が、本件債権の未収が発覚してから約1年間の間に行ったのは、結果的に督促状の発覚してから約1年間の間に行ったのは、結果的に督促状の発覚してから約1年間を情債所管課が、本件債権の未収が発覚してから約1年間を情債所管課があるというる。権害の制力には、法の趣旨に反する不十分な点があったと言わざるを得ない。債務者が債性所管課からのメールや電話による催告のための連絡に対して数回程度の回答とか付わなかったことは問題があるといえる。特に、他の地方公共団体は、同一の債務者に対して、順次、支払督促や訴訟提起を行っているという実情があったことに鑑みれば、債権所管課も速やかに債務者に対して法的手続を取るべきであった。	障害福祉課
指摘	徴収不能引当金の計 上 (自立支援医療費 返納金)	公会計上は債権については回収可能性に基づいて徴収不能引当金を計上することとされている。また、消滅時効の完成や不納欠損処理は徴収不能引当金を計上するための例示のひとつにすぎず、債権について回収可能性に疑義が生じる場合には、消滅時効の完成や不納欠損処理の有無にかかわらず、債務者の資力や滞留期間、債務者との交渉経緯などを総合的に勘案し、回収可能性を詳細に検討すべきである。 具体的には、本件債権については、債務者の資力(月の収入等)や他の債務の状況等を勘案して回収可能性を慎重に検討し、回収が見込まれない金額については引当金を計上するべきである。	障害福祉課

指摘	是正すべき事項(心 身障害者扶養共済掛 金)	本件債権に関しては、債務者による滞納が発生した後にも、強制 脱退の手続が取られないまま、法的手続はおろか債務者に対して督 促状の発送すら行われずに滞納が長期化した事例が見られた。 債権所管課は、本件債権に関して、神奈川県収入未済金管理ハン ドブックに従った債権管理を行っていないといわざるを得ない。か かる点については是正すべきである。 神奈川県収入まるを得ない。か	障害福祉課
指摘	が必要な事項(心身 障害者扶養共済掛 金)	本来であれば、条例及び規則によれば、加入者は、原則2か月の 共済掛金を滞納することによって、当然に、その翌月から加入者と しての地位を失うとされている。 しかし、障害者扶養共済制度が、保護者が死亡又は著しい障害を 負った場合に、独立自活の見込みのない心身障害者に支給される年 金という福祉目的の制度であることもあり、債権所管課は、加入者 が2か月の滞納を行ったことが、必ずしも機械的に保険事業者との 間の保険約款上の加入者の脱退手続に繋がるものではないことか ら、県は保険事業者に対する保険料の支払を継続し、保険事業者と の間の保険契約を継続する運用をしてきた。 その結果、県は、加入者を共済契約から脱退させないことによっ て、自らの負担により、保険事業者との間で、加入者のための保険 契約を維持してしまい、かえって共済掛金の滞納を長期化させてしまっていた。 しかし、本件債権は、あくまでも県と加入者との間の任意加入の 共済契約に基づく私債権に過ぎないことから、債権所管課は、行政 公平性を確保する観点からも、滞納が長期化する債務者について は強制脱退の処理をして、神奈川県債権管理条例及び神奈川県収入 未済金管理ハンドブックに従って、法的手続を取るなどの処理を行 わなければならない。	障害福祉課
指摘	事務の効率化の観点 (心身障害者扶養共 済掛金)	本件債権のうち長期の未収債権については、債務者に対する法的 措置を取るなどの回収の努力や、徴収停止措置を取るなどの判断が なされることなく、漫然と放置された状態になっていたものがあ る。これは、債権管理業務を行う人員の不足、時効の前提となる債 権の範囲の特定について法的疑義があるなどの要因によるものであ る。 しかし、債権所管課は、このような債権に関しては、速やかに、 徴収停止又は債権放棄などの処理を行い、限られた人的資金的リ ソースを回収可能な債権に集中させるべきである。	障害福祉課

		(1) 改善すべき事項	令和4年度中に債務者と連絡を取り、連絡が取れた債権について	
		本件債権は、実質的に強制徴収公債権である行政代執行費用債権	は、令和5年6月までに時効援用の申出を受け、また債務者(相続	
		と一体をなすものである。	人)が所在不明の債権については、債権管理条例による債権放棄を	
		そして、県は、債務者から、不法係留船の引き揚げにかかる行政	行った。	
		代執行費用を強制徴収することによって、債務者は実質的に無資力		
		に近い状態になっており、船舶処分費用については、そもそも回収		
		可能性が低いと考えられる。		
		しかも、県は、債務者の各船舶を処分してから、法的措置を講じ		
		ないまま、10年以上を経過しており、消滅時効期間が経過してい		
		る。特に、A氏については、調定日は平成17年5月30日であるの		
		で、15年が経過している。		
		このような長期にわたって放置状態にあった債権は請求すること		
		もいつまでも保有することもいずれも不適切である。		
		また、長期間、債権を放置すれば、債務者が死亡することがあり		
		得るが、その場合、相続人調査に膨大な時間と手間を要することに なる。また、相続人が複数存在する場合、金銭債務は法定相続分に		
		なる。また、相続人が複数存住する場合、金銭債務は法定相続力に 応じて各相続人に当然に分割して承継されるため、相続人全員から		
		時効援用がされない限り債権は残ってしまうことになる。		
		(2) 改善方法		
		アー債権所管課は、連絡が取れた債務者に関しては、消滅時効の		
		援用を促した上で、債権放棄手続を取ることが望ましい。		
	債権回収の効率的実			
指摘	施(行政代執行船舶	ケースであると思料する(現に、他局においては令和2年度に		県十整備経理課
111111	の保管・処分費用)	消滅時効の援用を促した結果、問題の解決に成功してい		/NATIONAL TON
	1 11 11 7 20 20 70 70 70 70 70 70 70 70 70 70 70 70 70	[5 _o) _o		
		イ それができないのであれば、議会の議決(地方自治法第96条		
		第1項第10号)によって債権放棄をすることが望ましい。債権		
		所管課としては議会に対して本件債権の管理状況を報告するこ		
		とに躊躇を覚えることは理解できなくはないものの、本件債権		
		について債務者に支払を求めることが適切ではないこと、今		
		後、債務者の所在調査等に膨大な事務量が必要となる可能性が		
		高いこと等の事情からすれば、本件債権を放棄することについ		
		て議会の理解を得ることは十分に可能である。		
		ウなお、債権所管課である県土整備経理課としては、議会の議		
		決による債権放棄ではなく神奈川県債権管理条例による債権放		
		棄を検討しているとのことである。しかし、少なくとも、A氏		
		については令和3年5月の臨戸訪問の結果、居住確認ができて		
		おり、所在不明の要件を満たさず、当該方法によることは困難 であると思われる。そのため、A氏については消滅時効の援用		
		であると思われる。そのため、A氏については角厥時効の後用 を促すか「議会の議決」による債権放棄によるほかないと思料		
		を による 関性		
		CAV.00		

指摘

(1) 是正すべき事項

債務者本人と接触していない状態が長期間継続している点は即刻 是正すべきである。

本件において、横浜川崎治水事務所は、債務者の娘と称する者と だけ連絡を取り、債権を回収しているという状況が少なくとも6~ 7年(記録にはないがそれ以上の可能性もある)もの長期間継続し ている。

賃貸借契約の申込書を見る限り、記入された氏名は債務者のもの とはなっているが、筆跡は明らかに債務者の娘のものである。送ら れてきている債務者の娘の封筒の筆跡と照合すると、申込書の債務 者の氏名の筆跡は債務者の娘の筆跡であることが看取できる。しか も、令和3年からは申込書において電話番号の記載も求めるように はなっているものの、記載されている携帯電話番号は債務者の娘の |ものだと思料される。以上から、賃貸借契約の更新の申込すら債務 者本人が行っていないことが推察できる。そのため、仮に、債務者 の娘に適切な代理権が付与されていなければ、無権代理となり、そ もそもの賃貸借契約が有効に債務者に効果帰属しているか、という 点にも疑義が生じうる。

債務者本人ではなく 収入)

また、仮に、債務者の娘の行為が有効に債務者に効果帰属すると |債務者の娘とのみや|しても、債務者の娘が債務者本人に何の報告もせずに本件債権の支 |りとりをしているこ||払いをしてきたというような場合、債務者の娘による第三者弁済 と(土地建物等貸付 (民法第474条) がされてきたということを意味するが、債務者自身 が債務の承認をするという事情がないため、消滅時効の完成が容易 に認められやすくなってしまうという問題がある。

> さらに言えば、債務者の娘から債務者に対して、仮に、本件土地 ┃の所有権が債務者に移転している旨が伝えられているなど自主占有 が肯定される場合、債務者が本件土地を時効取得してしまうおそれ すらある。

(2) 改善方法

何より重要なことは、横浜川崎治水事務所の担当者が、債務者の 娘同伴でも差し支えないので、債務者本人と接触を試み、債務者本 人の具体的な状況を把握することである。まず、臨戸訪問をするこ とで債務者本人の生活状況を把握できる可能性があるので、即刻臨 |戸訪問を実施すべきである。

債務者の娘は横浜川崎治水事務所の職員が債務者本人に連絡を取 ることを拒絶しているということであるが、その理由は治水事務所 の職員も把握していないところである。もし債務者本人が認知症等 の理由で接触できる状態にないのであれば、後見の申立てによって **債務者の娘を後見人とした上で後見人と接触することが考えられ** る。この手段をとれば、債務者の娘とだけ接触することに何の問題 もなくなる。

債務者本人から、令和4年4月に貸付料等の支払い手続等につい て債務者の娘に委任する旨の委任状を徴した。

また、債務者本人から、令和4年11月に平成29年度から令和4年 度の滞納を認め、分割による納付計画を立てた納付誓約書兼同意書 を徴し、現在、この計画に沿って、納付がされている。

今後は、必要に応じて、本人との接触を行うこととする。

用地課

指摘	消滅時効が完成して いる状態 (土地建物 等貸付収入)	(1) 是正すべき事項 現在、毎年、本件債権の過去分につき、消滅時効が完成している 状況を是正すべきである。 令和2年度においては、平成27年度分の賃料②の消滅時効が完成 していたものの、債務者の娘がたまたま令和3年4月にこれの支払 いを行ったため、県が回収することができたに過ぎない。このよう な状況は極めて問題がある。 (2)改善方法 県は、本件債権の過去分について、速やかに支払督促や訴訟など の法的措置を取ることが求められる。 県は、債務者の娘が遅滞しながらも納付を継続しているという理 由で法的措置を躊躇しているとのことであるが、賃料の滞納期間が 6年分にも及んでいる以上、かかる運用には問題がある。	債務者本人から、令和4年3月に平成29年度から令和3年度までの支払いが遅延していることを認める誓約書を徴した。また、令和4年11月に平成29年度から令和4年度の滞納を認め、分割による納付計画を立てた納付誓約書兼同意書を徴した。なお、平成29年度分は完済した。	用地課
指摘	徴収不能引当金を計 上していない点(土 地建物等貸付収入)	(1) 是正すべき事項 県は、5年ないし6年が経過し、消滅時効が完成しそうな債権を 常時抱える状態にあるから、本件債権のうち一定程度の金額について徴収不能引当金として計上していないことは問題である。 たしかに、現状としては、本件債権の過去分については消滅時効期間が経過しているものの、債務者の娘により毎年一定程度の収不能とまではいえないとは思える。 しかし、債務者本人が80代の高齢者であり、かつ、債務者の娘にも法律上は弁済の義務がないこと、本来の支払期日は大きの事情に 田がり、 かつ、債務者の娘にも法律上は弁済の義務がないこと、本来の支払期日は大きの事情に 田がり、 からすと、毎年一定程度の金額の返済があると判断することは一時に 継続的な回収が可能であると判断することは合理的ではない。 (2) 改善方法 債権についてただちに徴収不能引当金の計上処理をすべきである。 公会計上は債権については回収可能性に基づいて徴収不能引当金を計上することとされている。また、消滅時効の完成や不納欠損処理の有無にかかわら場合には、消滅時効の完成を不納欠損処理の有無にかかわらがまための例示のひとつにすぎず、債権について回収可能性に疑義が生じる場合には、消滅時効の完成を不納欠損処理の有無にかかわらず、債務者の資力や滞留期間、債務者との交渉経緯などを総合的に勘案し、回収可能性を詳細に検討すべきの交渉経緯などを総合的に勘案し、回収可能性を詳細に検討すべきの交渉経緯などを総合的に勘案し、回収可能性を詳細に検討すべきの交渉経緯などを総合的に勘案し、回収可能性を詳細に検討すべきの交渉経緯などを総合的に勘案し、回収可能性を詳細に検討すべきの表し、債権所管課は、本件債権について、債務者の資力(月の収入等)や寿命(平均余命)等を勘案して回収可能性を自重に検討し、回収が見込まれない金額については引当金を計上することが求められる。	債務者本人から、令和4年11月に平成29年度から令和4年度の滞納を認め、分割による納付計画を立てた納付誓約書兼同意書を徴し、現在、計画に沿って、順調に納付されているため、令和4年度決算財務書類には徴収不能引当金は計上せず、返済状況を注視していく。	用地課

		(1)是正すべき事項 県土整備局用地課は、本件債権につき徴収不能引当金の計上処理 をしていない。 本件債権は、9億円近い超大型債権であるが、5年間での回収実 績は18,000円である。そして、今後も回収は極めて困難だと思料さ れる。現に、県としては、債務者が高齢であることから、同人が死 亡し、法定相続人による相続放棄がなされた後には、不能欠損処理 をするという方向で考えているとのことである。 (2)改善方法 県土整備局用地課はただちに徴収不能引当金の計上処理をすべき である。	令和3年度から決算財務書類に徴収不能引当金を計上している。	
指摘	処埋について(国有	亡し、法定相続人による相続放棄がなされた後には、不能欠損処理 をするという方向で考えているとのことである。 (2)改善方法		用地課

指摘	徴収不能引当金を計 上していない点(借 上公共賃貸住宅使用 料・家賃/損害賠償 金)	住宅計画課はただちに徴収不能引当金の計上処理をすべきである	G氏を除くほか4名は、継続的な支払いがあるため、徴収不能引当金には計上していないが、今後債権回収可能性に疑義が生じた際には、会計課が所管する引当金等算定要領に基づき、徴収不能引当金に計上することとする。 消滅時効を迎える前にG氏債権については、事前に総務局総務室と相談を行い、適宜対応したが、債務者所在不明が確定したため、債権放棄の手続きを進めている。	住宅計画課
指摘	徴収不能引当金をよ り適切な方法で計上 すべきである(県営 住宅家賃・違約金)		会計課が所管する引当金等算定要領に基づき、令和3年度決算財務書類に徴収不能引当金を計上した。今後も、要領に基づき徴収不能引当金を計上する。	公共住宅課
指摘	徴収不能引当金を適 切に計上すべきであ る(駐車場使用料)	公会計上は債権については回収可能性に基づいて徴収不能引当金を計上することとされており、不納欠損処理は徴収不能引当金の計上を必要とする徴表の一つに過ぎない。 本件債権については、回収可能性に疑義が生じているものが存在することが明らかであるから、不納欠損処理の有無にかかわらず、債務者の資力や滞留期間、債務者との交渉経緯などを総合的に勘案して回収可能性を詳細に検討した上で、徴収不能引当金を適切に計上すべきである。	会計課が所管する引当金等算定要領に基づき、令和3年度決算財務書類に徴収不能引当金を計上した。今後も、要領に基づき徴収不能引当金を計上する。	公共住宅課

指摘	切に針上すべきであ	公会計上は債権については回収可能性に基づいて徴収不能引当金を計上することとされており、消滅時効の完成や不納欠損処理は徴収不能引当金の計上を必要とする徴表の一つに過ぎない。 本件債権については、回収可能性に疑義が生じていることが明らかであるから、消滅時効の完成や不納欠損処理の有無にかかわらず、債務者の資力や滞留期間、債務者との交渉経緯などを総合的に勘案して回収可能性を詳細に検討した上で、徴収不能引当金を適切に計上すべきである。	
指摘	徴収すべきである (高等学校奨学金資金)	本件債権について、債権所管課は、神奈川県奨学金貸付条例第10 条の規定が損害賠償請求を行うか否かにつき債権者に裁量を認める 趣旨のものであるとの理解(「延滞利息を徴収することが『できる』」という文言)を前提に、遅延損害金の請求を不要と整理している。また、その判断の背景には、奨学金を借りる家庭は生活困窮とな変収することができるとなっているが、遅延損害金を徴収する。また、その判断の背景には、奨学金を借りる家庭は生活困窮になる恐れがあることから遅れる。また、その判断の背景には、奨学金を借りる家庭は生活困窮になる恐れがあることから遅れる。したし、上記条例の規定は、単に債務不履行に基づく損害賠償請求権の発生要件を定めたものと解するのが一般的な理解であるし(したがって、本件債権については、上記条例第10条が設けられている以上は、本来の履行期限後は、損害賠償請求権(契延損害金債権(年14.5%))が客観的に発生することとなると解される。)、むしろ、地方公共団体の有する債権については、最高裁平成16年4月23日判決の趣旨を踏まえれば、債権所管課における上記の条例第10条の理解には疑問がある。さらに、実質的に検討しても、条件債権に係る遅延損害金の額が極めて少額で徴収停止の要件(地方自治法施行令第171条の5第3号)を満たしているような場合等はおくとしても、本件債権に係る遅延損害金の親が極めて少額で徴収停止の要件(地方自治法施行令第171条の5第3号)を満たしているような場合等はおくとしても、本件債権に係る遅延損害金の親が極めて少額で徴収停止の要件(地方自治法施行令第171条の5第3号)を満たしての責権の債務者との間の公平を書するということができる。したがって、本件債権を謝付した債務者と他の債権の債務者との間の公平を書するということができる。したがって、本件債権に係る遅延損害金について調定・徴収を行っていない現状の取扱いを正当化することは困難と言わざるを得ず、この点は速やかに是正すべきである。	員害金 するこ 延損害 せんで

指摘	時効管理について (高等学校授業料債 権)	であったことを意味すると言わざるを得ない。 監査人が実査した永谷高校においては、既に卒業又は退学した者であって、連絡が取れなくなった債務者に対して、長期にわたり連絡を怠っていた事実も認められることから、監査人としてはこのような事案が他の学校においても一定数存在していると考える。したがって、このような事案については、債権管理事務において不十分であったと言わざるを得ない。	各学校から財務課に未収金授業料調査表を令和4年1月に提出させ、債権管理状況を共有し、指導管理を行うこととした。また、令和6年2月に、授業料徴収システムのシステム構築を計画しており、新たな機能として、未納者への督促状況や時効管理など債権管理の機能を追加する。	教育局財務課
指摘	した債権の速やかな 不納欠損処理(高等 学校授業料債権)	監査人が実査した永谷高校においては、平成25年度以前、平成26年度、平成27年度の本件債権について、管理を継続している事例が存在した。しかし、本件債権を公債権として整理する以上、これらは既に消滅時効期間が経過した結果消滅していると考えられることから、早急に不納欠損処理を行うべきである。本件債権を公債権として整理するのであれば、仮に消滅した債権について弁済を受けた場合は、むしろ県が不当利得の返還義務を負うことになる。県立高校の授業料請求事務は、各高校の事務室の担当者によって多数の債権管理を行わざるを得ない以上、限られた人的・資金的リソースを時効消滅した債権に充てることは望ましくなく、回収可能性のある未収金の回収に人的資金的リソースを充てることが望ましい。	各学校の時効期間が経過した債権について、下記のとおり不納欠 損処理を実施した。 【不納欠損処理状況】 令和3年度不納欠損処理 (令和4年3月31日) 147件 10,751,464円 令和4年度不納欠損処理 (令和5年3月31日) 103件 4,526,336円 引き続き、限られた人員体制の中で、効率的な債権回収に努め、 不納欠損の案件が発生した場合には速やかに対応する。	教育局財務課
指摘	徴収不能引当金につ いて (高等学校授業 料債権)	県は、長期未収授業料に関しては、徴収不能引当金を計上していない。長期の未収授業料債権については、消滅時効期間の経過とともに、不納欠損処理をすることで対応しているようである。しかし、県民への説明責任という観点からも、回収見込みの低い債権については、債務者の資力、債務者との交渉経緯、今後の処理方針などを総合的に勘案し、徴収不能の恐れがあると十分に判断することができるものについては、適切な金額の徴収不能引当金を計上することが望ましい。 県の地方公会計マニュアル(貸借対照表計上編)7頁に記載の2つの例示場面(「多額の収入未済額があり、例年欠損処分を行っている」及び「時効等により翌年度に欠損処分を予定している」)は、あくまでも例示に過ぎず、これが徴収不能引当金の不計上を説明する理由にはなり得ない。	令和3年度決算財務書類に徴収不能引当金として計上した。	教育局財務課

本件債権は、平成29年1月31日頃には消滅時効期間を徒過してい 指摘事項の内容を踏まえ、本件債権については債権金額が少額 で、取立に要する費用に満たないと認められるため、地方自治法施 この点、最高裁平成16年4月23日判決によれば、地方公共団体の |行令第171条の5第3号に基づき、令和5年3月に徴収停止した。 長に債権の行使又は不行使についての裁量はないとされているもの であり、一般論としては、地方公共団体が保有債権を消滅時効にか けてしまうこと自体が地方公共団体の債権管理事務が十分ではな かったと言わざるを得ない。 そして、債務者であるX社は、平成23年2月の時点から、法人と しての実体を既に有していない状況にあり、谷ケ原浄水場の現場担 |当者は、本件債権について回収の見込みは全くないという判断をし ており、平成24年12月12日の時点において、消滅時効期間の経過後 に債権放棄をすることを予定している。 谷ケ原浄水場の現場担当者が、本件債権のように、回収可能性が ないと判断していたにも拘らず、消滅時効期間が経過するまで電話 や郵便による催告又は臨戸訪問による催告などの債権管理をし続け る方針を採用しているような場合には、効率的な債権管理の観点か ら、速やかに徴収停止の手続を取ることによって、債権管理コスト |消滅時効期間の経過||を極小化し、限られた人的・資金的資源を回収可能性のない債権の (契約解除によって 管理にあてるのではなく、別の事務にあてるという視点を持つこと 指摘 企業局財務課 発生した前払金返還が望ましい。 この点、本件債権は、39,115円と少額であり、これに係る支払督 に伴う利息債権) 促の申立費用は500円と低額だが、実際に民事執行をするとなれば、 依頼する弁護士の費用を鑑みれば、明らかに民事執行に係る費用を 下回る債権額であることは明らかであり、地方自治法施行令第171条 の5第3号に基づき徴収停止をすることができる債権である。 企業庁は、神奈川県収入未済金管理ハンドブック24頁に徴収停止 の判断に際して、「法人が清算結了せずに、実体がない状態が何年 |も続いており」と記載があることから、適用を断念した旨主張する が、既に平成23年2月から法人の実体がない状態が継続しており、 遅くとも消滅時効期間が経過する平成29年1月頃までには「何年も 続いており」という神奈川県収入未済金管理ハンドブックの指定す る要件は十分に充足している。 したがって、企業庁は、X社に対する本件債権について、消滅時 |効期間が経過する平成29年1月より前に、速やかに徴収停止の処理 方針を決めるべきであったところ、かかる判断をすることなく、消 滅時効期間経過まで漫然と電話や郵便による催告又は臨戸訪問によ る催告などの債権管理を継続しており、債権管理事務について不十

分な点があったと言わざるを得ない。

指摘	領権官理のあり万 (契約解除によって 発生した前払金返還 に伴う利息債権)	6 余弟 1 項弟 2 号に定める「法人の美体がない(芸社法(平成17年 法律第86号)第472条第 1 項本文その他の規定による解散の登記が行 われた場合をいう。)とき」のうち「その他の規定による解散の登 記が行われた場合」に該当するといえ、「法人の実体がない」の要 件を充足する。 すなわち、企業庁は、本件債権について、遅くとも本件債権の消 滅時効期間が経過した平成29年 1 月31日頃には債権放棄の手続を取	企業局財務課

指摘	消滅時効期間の経過 (和解金債権)	K社の平成17年度支払い分(76,000円)については、遅くとも平成28年5月11日には消滅時効が完成している。この点、債務者であるK社は、既に事業を廃止し、将来その事業を再開する見込みはなく、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるときに該当しうると考えられることから、本件債権は、地方自治法施行令第171条の5第1号に基づく徴収停止を検討することが望ましい債権である。したがって、企業庁は、K社に対する平位28年5月11日より前に、速やかに徴収停止の処理方針を決めるべきであったところ、かかる判断をすることなく、消滅時効期間経過まで漫然と電話や郵便による催告又は臨戸訪問による催告などの債権管理を継続しており、債権管理事務について不十分な点があったと言わざるを得ない。企業庁は、速やかに本件債権について、徴収停止の措置を取るべきである。	指摘事項の内容を踏まえ、本件債権については法人である債務者が、その事業を休止し、将来その事業を再開する見込みがないと認められたため、地方自治法施行令第171条の5第1号に基づき、令和5年3月に徴収停止した。	企業局経営課
指摘	消滅時効期間の経過 (配水管等き損にか かる損害賠償債権)	企業庁は、債務者A、B、C、Dに対する債権については、消滅時効期間を経過させている。この点、一般論としては、地方公共団体が保有債権を消滅時効にかけてしまうこと自体が地方公共団体が保有債権を消滅時効にがあったと言わざるを得ない。そのため、地方公理理をするし、があったと言わざるを得ない。で、他方公理方針を決定し、る債権が消滅時効期間経過前に、しかという処理方針を決定し、その旨適切に対応をしなければならない。では、既に連絡が取れなし、で、Dに可が、こったとまが、で、当時ででで、、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、	指摘事項の内容を踏まえ、本件債権のうち、債権金額が少額で、取立に要する費用に満たないと認められるものについては、地方自治法施行令第171条の5第3号に基づき、令和5年3月に徴収停止した。	企業局経営課

		企業庁は、A、B、C、Dに対する債権については、消滅時効期 指摘事項の内容を踏まえ、令和5年3月に徴収停止した債権につ	
		間経過後も債権放棄を行うことなく、管理を継続している。 いて、神奈川県債権管理条例第6条第1項第3号に基づき、令和5	
		県有資産である私債権については回収に努めるべきであり、債務 年5月に債権放棄した。	
		者による時効援用がない限り、容易に放棄を認めるべきではないと	
		いう価値判断自体は尊重されるべきものではあるが、その結果とし	
		【て、神奈川県債権管理条例第6条の債権放棄の要件を厳しく解釈し ┃	
		たことにより、企業庁の担当職員は、消滅時効期間が経過した債権	
		について、債務者が法人格を形式的に維持しつつも、実体としての	
		事業を全く行わず、時効援用の手続なども取らない状況にある場合	
		については、債権管理をし続けざるを得ない状況を強いられること	
		になる。	
		すなわち、企業庁は、本件債権について、遅くとも本件債権の消	
		滅時効期間が経過した時点には債権放棄の手続を取ることができた	
	債権管理のあり方	事案であった。これに関して、企業庁は、総務局総務室に問い合わ	
指摘		せた上で、債権回収に努めるよう回答しており、企業庁はこれに	企業局経営課
1日1四	かる損害賠償債権)	従って債権管理を継続してきたという点に酌むべき点がないわけで	正未问性百昧
	がる頂音 原関傾惟)	はない。	
		しかし、債権放棄の判断において、このような厳格な運用をする	
		ことによってかえって債権管理コストをかけ続けなければならず、	
		非効率的な運用となる結果を招いており、総務局総務室の助言は決	
		して適切な対応ではない。	
		総務局総務室も、企業庁が効率的に債権管理を行うことを可能に	
		するよう、現実的に回収可能性がない債権については、速やかに徴	
		収停止や債権放棄の措置を取るべき判断を促すよう働きかけねばな	
		らず、かかる対応を怠ったことについて債権管理の助言としては不	
		十分な点があったと言わざるを得ない。	
		いては、速やかに債権放棄の手続を取り、今後債権管理コストを一	
		切かけないようにするなどの対応を取るべきである。	
		$\mathcal{Y}_{N}^{*}\mathcal{Y}_{N}^{*}$ ない	

指摘	臨戸訪問の早期実施など状況に応じた多様な催告を行うべきである(X社に対する違約金)	本件債権に関し、債権発生時から債務名義取得に至るまで5年近くもの間、債権を有する警察署が債務者に対してそれ別々に、効果を確認できないまま漫然と催告書の送付や着信のみの電話を繰り返していることが管理台帳の記載内容可能な財産があるか否か、債務者の事業が継続中か否が、大正してお場合にであるかであるが、大正していた場合であるかであるがあるかであるがあるかであるが、あるいは大きなできないとできないとできないできないとででではなり、債務者の一層困難とでででではなり、「文書催告を何の回収がより一層困難とですべいできるでではなく、では、「文書催告を何の回収がより一層困難とですべいでは、「文書作品による権の回収がよりのではなく、催告をでしてい功を支払をでしているが、、「な書には、ないことを十分に把握して情務をできれなけれなけらいことを十分に把握して債務者の状況によいなけれなける。」ときれてはできないではできないでは、できなみに、債務者の状況によいては徴収停止をすべきからことでも対にないては、後期でを持ているが、によいには、後期では、大によいには、大によいには、大によいには、大によいには、大によいには、大によいには、大にない状況においては、大いの方法は考えにくい。	調査の結果、差押可能な財産を保有しておらず、事業再開も見込めないことから、徴収停止措置を取った。	警察本部会計課
指摘	調字, 郷田ナベキで	本件債権については、滞納額に対して年2.9%の割合による延滞損害金が発生することが契約上当事者間において合意されており、全16件の本件各債権について延滞損害金が延滞期間に応じて発生しているにもかかわらず、今日に至るまで一度も調定されておらず、延滞損害金が債権として適切に計上されていなかったことになる。延滞損害金の調定の時期については、少なくとも年度ごとに1回は調定を行い、債権として適切に管理すべきである。	令和4年度から調定することとしていたが、指摘に基づき徴収停 止とし、債権管理の対象から外すこととした。	警察本部会計課
指摘	に別りの達が金	債務者は事実上廃業しており、法人としての実体がない状態とのことである。また、本件債権については債務者の代表者が連帯保証人となっていない上、事実上の廃業後に代表者が交代しているとの事情があるとのことなので、債務者ではない代表者個人の財産から債権を回収できる見込みはほぼ皆無であると言わざるを得ない。そのため、債務者の事業廃止の具体的な時期や今後の事業再開の見込みを調査するとともに、債務者に差押え可能な財産の有無について速やかに調査を行い、その結果として債権回収が著しく困難であると認められる場合には、積極的に徴収停止(地方自治法施行令第171条の5)の措置を取り、早急に債権管理の対象から外すべきである。	債務者との面談を実施し、現在の状況と今後の見込み等について聞き取りを行うとともに、家計収支や不動産登記証明書を入手する等により財産調査を実施した結果、差押可能な財産を保有しておらず、事業再開も見込めないことから、徴収停止措置を取った。	警察本部会計課

指摘	「みなし退去」条項 の慎重な適用(事業 未収金・長期事業未 収金)	知書」を送付した上で、居室内に立ち入り、居室内に残置された債	個々の事案で事実関係が異なることもあり、顧問弁護士監修のうえ令和4年6月末に適用の「基準」を制定し、令和4年7月以降、制定した適用基準に基づく取扱いを開始した。また、「基準」に合致する場合でも顧問弁護士の確認を経て慎重に適用することとし、「基準」に合致しない案件は建物明渡訴訟により占有を回復する。 ※令和5年6月までみなし退去適用無し	神奈川県住宅供 給公社(公共住 宅課)
指摘	相続人への法定相続 分に応じた請求(事 業未収金・長期事業 未収金)	の相続分に応じて分割された相続債務を承継することからすれば、相続人の1人に対してのみ全額請求することは問題である。 住宅供給公社が、法律上支払義務のない債務を1人の相続人に全額請求するのは当該相続人に支払義務の範囲を誤解させるおそれがあるため不適切であるし、また、債務の支払請求を受けない相続人については、そのまま債権の時効期間が進行することになるため、時効管理の観点からも問題がある。 相続人に対して請求する場合には、原則として相続人調査を実施した上で、各相続人に対して各自の法定相続分に従って分割承継された債務額を請求することが望ましい。	相続の実態については相続人しか知り得ないため、公社が把握している相続人※(1人の場合は1人、複数人の場合は複数人)に対して等しく債権全額を通知・請求するが、本来的に相続人の債務は法定相続分に従って分割されることを付記又は補足説明する。また、支払いの際は、法定相続分に応じて債務承継することに鑑み、令和4年6月末に支払者の意向確認書面を改め、支払者が法定相続分にかかわらず支払う旨を書面にて了承を得ることとした。 ※公社が把握している相続人がいない場合は相続人調査で把握した法定相続人全員 令和4年7月以降、債務者死亡退去において、改めた意向確認書面での退去手続きを開始した。 ※令和5年6月まで債務者死亡退去による支払者意向確認書面受領63件、相続人調査実施16件	神奈川県住宅供給公社(公共住宅課)

本件債権に係る長期収入未済債権については、これまで、納付催 当該処理手数料債権に係る業務フローを令和4年7月に作成し 告・調査、支払督促の申立て等の手続が随時行われているものの、 督促期限経過後にこれらの手続をいつ、いかなる順序で、どの程度 また、各個別の債権については、業務フローに基づき債権放棄で の期間をかけて行うか等については、平成30年度包括外部監査にお きると判断された債権を放棄するなどの措置を実施している。 ける意見を受けた見直し等の機会にも明確な基準等が定められるこ とはなく、現在に至るまで、担当者の裁量に委ねられている状況に ある。 そのため、同債権については、債務者が比較的早期に破産手続開 始を申し立てた1件を除き、長期(長いものでは4年余)にわたり |対応の履歴がない期間が存する、債務者側の手元不如意等の説明を |聞き置くのみで積極的な対応を取っていないなど、いずれも、管 理・回収のための的確な対応が適時になされてきたとは言い難い状 況となっている(一部の債権に係る記録には、督促を繰り返すこと により絶対的な時効中断効(当時)が都度発生するものと当時の担 長期収入未済債権の 当者が誤解しているかのような記載さえもみられた。)。 管理・回収に関する 本件債権における長期収入未済債権は、いずれも事業停止状態と 有効かつ具体的な業 なった法人債務者に対するものであり、このような債権について 意見 務フローを確立し、 | 資源循環推進課 は、漫然と放置等することなく、未収発生後速やかに、法的手続を |実行に移すべきであ 表行に移すべるである。 る(産業廃棄物最終 る。かかる点を踏まえ、担当者が法令等の正確な理解に基づき適時 処分場処理手数料) 的確な対応を取ることができるよう、長期収入未済債権の管理・回 収に関する有効かつ具体的な業務フローを確立すべきである。 また、これら長期収入未済債権には、債務者の事業再開の見込み も、強制執行可能な財産が発見される見込みもないと思われる状況 |のまま相当の長期間が経過しているものもあることから(中には、 |既に消滅時効期間が経過していると思われるものもある。) 、この ような債権については、神奈川県債権管理条例に基づく債権放棄 (同条例第6条第1項第4号) ないし同債権放棄を見据えた徴収停 止(同項第3号、地方自治法施行令第171条の5)、あるいは議会の 議決に基づく債権放棄(同法第96条第1項第10号)等の措置を適時 に行うべく、財産調査の時期、方法等に関する具体的な業務フロー を確立するとともに、既に消滅時効期間が経過し、かつ、これらの

措置の要件を満たす債権については、速やかに所要の財産調査等を

行った上、当該措置を実施すべきである。

意見	分納等に関する取扱 いを見直すべきであ る(農業改良資金貸 付金返納金及び同延 滞違約金)	分納等の取扱いは、短期間(例えば延滞が生じた年度中)に延滞を解消する見込みがある場合等において時限的に行うもとは、支払猶予や履行延期の特約につき明確な要件を規定した旧農業改会的成法及び自治令の各規定の趣旨に反かならず、ものというないではない。とりかれないことから、このような存すする本件債権に反のおいたではない。とりわけ、令和2年度末時的にはや見るないに係る債務制限と、又は実善ががあるととがではない。とりわけ、令和2年度末野的に離農し、又は実善があるととがのではない。とりわけ、令和2年度末野的に離農では、本のとのようながはないではない。とりわけ、令和2年度に離れる本件債権に係る債務制限されるるととがのであるととがのであるとととがのであるととがのであるととがのであるととがのであるととがのがない、なが、なが、なが、なが、なが、なが、なが、なが、なが、なが、なが、なが、なが、		農業振興課
意見	分割払いに応じる場 合の対応(介護福祉 士等修学資金貸付金 返納金及び同違約 金)	でし、	今後、分割払いに応じる場合は、意見的指摘事項のとおり債務者の具体的な生活状況についても確認することとした。	地域福祉課

(1) 是正すべき点

にみても評価されるべきものであると思料する。

しかし、そもそも、私有財産権については、憲法上第29条によっ て保障された権利であり、県は民間人の所有にかかる船舶を何らの 法的根拠もなく処分することはできないのが原則である。

| 県は、顧問弁護士との相談においても、明確に他人の所有物を勝手 に処分することはできない旨の指摘を受けている。

この点、県は、顧問弁護士との相談を行った際に、A氏の船舶に ついては、沈船しているという事情があったことから、事実上A氏 により所有権が放棄された廃棄物と整理することによって、事務管 理という法律構成により、行政代執行により引き上げた船舶を処分 し、A氏に対して処分費用を請求することとした。

これに対して、県は、A氏の船舶以外の船舶については、これを 処分する法律構成を明確にできていない。県は、顧問弁護士から も、A氏の船舶以外の船舶については、既存の法律の中で明確な根 拠で処分することは難しいと明確に指摘されている。

しかし、法律上、事務管理には、保存管理行為のみならず処分行 為を含むが、処分行為が有効になるには、所有者からの追認が必要 であるというのが判例であるから(大判大正7年7月10日民録24輯 1.432頁)、県は、船舶所有者であるA氏から行政代執行により保管 処分とした船舶を処分することについての事後的な同意を得て追認 されていない以上、A氏の船舶とそれ以外の者の船舶とで区別をす る理屈は存在しない。

以上より、県は、A氏の船舶のみならず、それ以外の者の船舶の 処分に関する処分費用については、上記のとおり法的根拠が明らか |船舶処分の法的根拠||ではない以上、各船舶所有者に対して、処分費用を請求する権利を そもそも有しているかどうか、という点に疑義があると言わざるを

> むしろ、県は、A氏に関しても、A氏以外の者に関しても、船舶 所有者から船舶所有権侵害に関する損害賠償請求訴訟を提起される リスクがあるといえる。

が不明確である点 (行政代執行船舶の 得ない。 保管・処分費用)

意見

代執行船舶の処分を可能とする条例の制定については、法律の委 県が不法係留船の撤去に注力していること自体については全国的 ┃ 任なく条例で財産権を移転させることの可否等の課題が多いことか ら、引き続き国に対し代執行船舶について簡易な手続で撤去後の措 置が行えるように制度の創設を求めていく。

県十整備経理課

もっとも、各船舶所有者は、自らの船舶の所有権を放棄したもの と合理的に考えられることから、上記に記載した損害賠償請求訴訟 を提起してくる現実的な可能性は決して高くはないと考えられる。 (2)改善方法

ア 神奈川県による改善のための行動について

現在、県は、類似の事案においては、行政代執行により除去した不法係留船については、原則として除去に関する行政代執行費用及び処分に関する費用は請求する方針は変わらないものの、近年は船舶の処分はせず、県有地に保管する運用としているようである。しかし、県有地にも限りがあることや保管に利用しているがために県有地を他の用途に利用できなくなることから、事実上所有権が放棄されたとみなすことができる不法係留船を県有地に保管し続ける運用には限界があるというべきである。

そして、県は、船舶の処分を可能にする条例の制定の検討をしたようであるが、行政代執行を行った船舶の処分に特化した条例の制定には課題が多く、話が進まなかったという経緯があるとのことである。また、県は、国土交通省などに対しても、代執行船舶について簡易な手続で撤去後の措置が行えるように制度の創設を求めているとのことである。

このような検討を行ったことについては高く評価されるべきものである。

イ 提案する改善方法

代執行船舶の撤去後の措置について現状を改善する方法が存在しない以上、代執行船舶の処分を可能とする特別措置条例ないし臨時措置条例の制定を改めて再検討するととともに、本件の場合、憲法上保障された財産権に対する侵害処分を定めることをする以上、狭義の意味で法律によるべき点とも考えられることから、県議会が、法第99条に基づき、事実上放棄されている不法係留船の処分権を一定の場合に地方公共団体に認める立法を求める内容の意見書を決議し、これを国会に提出を行うことを検討されたい。

(1) 是正すべき事項 令和4年度に各事務所と個別の債権について現在の状況の確認や 県は、本件債権について支払督促、訴訟をはじめとする法的措置 今後の方針の確認を行い、事務所との連携を強化した。 を一切とっていない。 しかし、強制徴収公債権である行政代執行費用に関しては、県 は、支払督促や訴訟を行う必要なく、滞納処分により債権回収を行 うことができるが、私債権である本件債権を回収するためには、単 なる催告だけにとどまらず、何らかの法的措置をとることが必要で あった。 (2) 改善方法 県が各船舶所有者の船舶を処分した当時は、不法係留船対応の所 管部署は、県十整備局河川課防災・プレジャーボート対策班であ り、当時の担当者は、不法係留船に対する対応を検討するために、 頻繁に顧問弁護士に相談をしていた。 しかし、本件債権の管理に関しては、所管部署が現場の土木事務 所や治水事務所に移管され、かつ、回収が困難であることから、債 権管理担当者は弁護士に相談を行うことをしないまま時間が経過し |債権管理担当者への||てしまっていた。現在の本件債権の管理を担当する藤沢土木事務所 相談支援(行政代執の担当者は、債権の管理回収に関して、弁護士に相談した実績がな 意見 県土整備経理課 行船舶の保管・処分し、 費用) 仮に、藤沢十木事務所の債権管理担当者が、債権管理回収につい て、弁護士に相談をすることができていれば、本件債権の消滅時効 期間の徒過を防止したり、回収可能性についての助言を踏まえて徴 収停止、債権放棄、免除等の方針を定めたりして、効率的な管理を 行うことができた可能性は高い。 また、本件債権の管理回収に際しては、藤沢土木事務所の債権管 |理担当者は、県土整備局県土整備経理課及び河川課の担当者から、 **債権の管理回収方針について何かしらの助力をする旨のアプローチ** を受けたという事実はなかった。 債権管理回収の所管部署が、土木事務所や治水事務所などの現場 事務所である場合には、県土整備局県土整備経理課及び事業主管課 である河川課と連携し、積極的に顧問弁護士相談に誘導し、段取り を組むなどというアプローチを取り、債権の管理回収に助力をする ことが望まれる。

(1) 説明責任を果たすことが望まれる事項 債務者本人から、令和4年11月に平成29年度から令和4年度の滞 本件では、横浜川崎治水事務所は、6年分の賃料債権の未納があ 納を認め、分割による納付計画を立てた納付誓約書兼同意書を徴し るにもかかわらず、賃貸借契約の解除をして明渡しを求めることは **た**。 しない方針である。 なお、計画どおりに返済されない場合は、契約の解除も念頭に対 そうなると、横浜川崎治水事務所は、賃料を払わない者につき、 応していく。 事実上無償に近い状態で土地を賃貸し、居住することを許容してい ることとほぼ同義である。 しかし、仮に、債務者が高齢者であり、かつ、貧困であるという 事情があるとしても、県が公営住宅に居住する者について、頻繁 に、建物明渡し訴訟を提起していることと比べると、行政の公平性 という観点から、本件債権にかかる債務者だけ特別扱いする理由は ない。 したがって、県は、債務者が長期にわたって賃料を滞納している 状況下においてもなお賃貸借契約の更新を続け、土地明渡しを求め ないという方針を維持するかという点について、住民に対して明確 に説明責任を果たすことが望まれる。 (2) 改善方法 本件は、河川改修の際、横浜川崎治水事務所が、債務者の夫に対 行政の市民への説明 責任(土地建物等貸に占有許可したが、その後、債務者の夫が死亡したため、妻である 意見 用地課 付収入) 債務者との間で賃貸借契約を締結したというものである。 そして、払下げができなかった事情については明確ではないが、 県が、債務者に何らかの不利益を負わせた事情があれば、その説明 は十分にされることが望まれる。 また、仮に、県が債務者に対して特に不利益を負わせたような事 |情がないのであれば、債務者による6年間の賃料の不払いは信頼関 係が破壊されたというには十分な事情であるから、賃貸借契約を解 除し、土地明渡請求訴訟を提起することも検討されたい。なお、県 が賃貸借契約を解除したとしても、債務者は県営住宅に移住するこ と等により、最低限の生活を確保することはできることに鑑みれ ば、県が債務者の最低限の生活を営む権利を侵害したとの批判に対 して抗弁することは十分に可能であろうと思われる。 県は、債務者に対して、土地明渡訴訟を提起することができない |事情があるのであれば、かかる事情について、住民に対して明確に

説明責任を果たすことが望まれる。

意見	権と整理された場合 の業務フロー等を整 理しておくべきであ る(借上公共賃貸/ 宅使用料・家賃/損 害賠償金)	賃の法的性質につき明確に判示した最高裁判決は未だ存在せず、むしろ公営住宅の使用関係につき信頼関係の法理の適用を認めた最高裁昭和59年12月13日判決(民集38巻12号1,411頁)や、公立病院における診療に関する法律関係は本質上私法関係というべきと判示した同平成17年11月21日判決(民集59巻9号2,611頁)等の趣旨を踏まえると、借上賃貸住宅の家賃につき私債権と整理する考え方にも相応の根拠があると解される。したがって、本件債権についても、非強制徴収公債権との既往の整理を当然視することなく、将来、最高裁判決等により私債権との整理がなされる可能性に備えた対応を現時点から取っておくべきである。	本件債権につき私債権と整理された場合には、総務局総務室の策定する神奈川県収入未済金管理ハンドブックに記載された処理フローに基づいて対応する。	住宅計画課
辛日	消滅時効について (借上公共賃貸住宅 使用料・家賃/損害 賠償金)	して、何らの法的措置をとらないまま、消滅時効が完成させてい る。	G氏の債権については、消滅時効を迎える前に総務局総務室と相談を行い、適宜対応したが、債務者所在不明が確定したため、債権放棄の手続きを進めている。 また、G氏を除くほか4名は、継続的な支払いがあるため、法的措置等は行っていないが、支払い遅延等が解消されない場合には県の顧問弁護士に事前相談を行い、適切な法的措置等を速やかに遂行できるようにする。	住宅計画課

(1) 是正すべき事項 G氏の債権については、消滅時効を迎える前に総務局総務室と相 本件債権については、平成25年に、住宅営繕事務所によりE氏及 |談を行い、適宜対応したが、債務者所在不明が確定したため、債権 びG氏に対して訴訟が提起されているが、それ以外の債務者に対し 放棄の手続きを進めている。 て、一切法的措置をとられていない。 また、G氏を除くほか4名は、継続的な支払いがあるため、法的 A、B氏に対して、支払督促の申立を適切なタイミングで行って 措置等は行っていないが、支払い遅延等が解消されない場合には県 |いれば、A、B氏に対する本件債権が消滅時効期間の徒過により消 ||の顧問弁護士に事前相談を行い、適切な法的措置等を凍やかに遂行 滅することはなかった。 できるようにする。 (2) 改善方法 住宅計画課は、今後、債務者による遅滞があれば速やかに法的措 置を取ることが望ましい。 そして、法的措置をとるに当たっては、債務者からその生活状況 や収支状況、財産状況等を詳細に聴取し、債務者の状況に応じた額 の分割払いを内容とする裁判上の和解を成立させて債務名義を取得 し(民事訴訟法第267条)、または和解に代わる決定(民事訴訟法第 法的措置が十分にと 275条の2)を得ることにより債務名義を取得することを活用するこ られていないこと とが望ましい。 意見 (借上公共賃貸住宅 住宅計画課 また、住宅計画課は、既に債務名義を取得している事案について 使用料・家賃/損害は、適切なタイミングで強制執行に踏み切ることが望ましい。 賠償金) なお、担当者が、自ら法的措置をとるべき適切なタイミングを判 断することが難しいこともあり得るが、その場合には、県の顧問弁 護士に容易に相談できる仕組みを整えることが望ましい。 県の顧問弁護士に相談した結果、担当者が、G氏について債権回 収をすること自体が難しいという回答を得た場合には、速やかに徴 収停止や債権放棄をするという処理方針を確定し、債権回収の可能 性が見込まれるとの回答を得た場合には、速やかに法的措置を取る などして、担当者は、速やかに処理方針を確定することができる。 専門家に相談することは限られた人的リソースを意味のある行政 事務に振り分けるという行政コストの適正配分という観点からも重 要であるので検討されたい。

意見	分割払いに応じる場合の対応(借上公共 賃貸住宅使用料・家 賃/損害賠償金)		債務者から更なる分割納付の申し出は無いが、申し出があった場合には、法令の規定に沿って、債務者から生活状況等を聴取した上で履行延期の処分を満たす場合には同処分の手続きを行い、同処分が不可能な場合に限り、納付誓約書による分割納付を行う。	住宅計画課
意見	県営住宅家賃につき 私債権と整理された 場合の業務フロー等 を検討しておくべき である(県営住宅家 賃・違約金)	往の整理を当然視することなく、将来、最高裁判決等により私債権 との整理がなされた場合を想定した準備をしておくべきである。	本件債権につき私債権と整理された場合には、総務局総務室の策定する神奈川県収入未済金管理ハンドブックに記載された処理フローに基づいて対応する。	公共住宅課

意見	債権管理・回収等に 関する諸制度や業務 フロー等を踏まえの強 佐管理システムの	も備わっていなかったり、一部の業務についてはシステムの運用保守等を委託している事業者に特別な依頼をして出力等の対応を求めなければならない仕様となっており、可用性・効率性に課題があるといわざるを得ない。 したがって、遅くとも次期のシステム更新等の際には、本件債権の債権管理・回収等に関する諸制度や必要な業務フロー等を具体的に踏まえ、さらに費用対効果についても十分に検討した上で、システムの可用性・効率性の向上を図ることが必要である。	令和7年度稼働開始予定の次期システムにおいては、債権管理・ 回収等に関する諸制度や必要な業務フロー等を踏まえ、適切に債権 管理が行えるよう検討のうえ、機能強化を図る。	公共住宅課
意見	滞納発生を防止する 対策の導入を引き続き検討すべきである (県営住宅家賃・違 約金)	本件債権に関しては、令和元年の県営住宅条例改正ととさられたものと思料されるものと思料される本件債権においては、	連帯保証人制度については、国土交通省から、民法改正を受け、「住宅に困窮する低額所得者への住宅提供という公営住宅の目的を踏まえると、保証人を確保できないために入居できないといった事態が生じないようにしていくことが必要であり、保証人の確保を公営住宅への入居に際しての前提とすることから転換すべきとある」(平成30年3月30日国住備第503号国土交通省住宅局住宅総合整備課長通知)との通知が発出されており、本県においては、この通知の趣旨を踏まえて、条例を改正し、令和2年4月以降の新規入居分からは保証人を要しないこととしている。一方、同通知には、仮に保証人の確保を求める場合には、「必要に応じて機関保証を活用するなどにより、保証人の確保が難しい方の入居を円滑化していくことも必要」との記述もあることから、連帯保証人廃止に伴う滞納発生状況も注視しつつ、今後も、滞納発生防止策について検討していく。	公共住宅課

意見	債権管理・回収等に 関する制度や業務フロー等を踏まえ債権 管理システムの強化 等を行うべきである (駐車場使用料)	債権管理システムの強化等を行うべきである(県営住宅家賃・違約 回収等に関	E度稼働開始予定の次期システムにおいては、債権管理・ 関する諸制度や必要な業務フロー等を踏まえ、適切に債権 とるよう検討のうえ、機能強化を図る。	公共住宅課
意見	徴収不能引当金の算 定方法について(高	貸付金、未収金及び長期延滞債権に係る徴収不能引当金の算定に あたって、返済免除額のみを実績の対象としているが、徴収不能引 当金は将来的に回収が困難な金額を見積もるものであることに鑑み ると、返済免除額のみではなく実質的に回収できない金額も併せて 実績の対象とすべきである。また、少なくとも資力がなく、返済免 除の可能性も乏しいものについては個別に回収可能性を勘案し、徴 収不能引当金を計上することが望ましい。	E度決算財務書類に徴収不能引当金として計上した。	教育局財務課

- (1) 令和2年度は計101件の債務者に対して支払督促を申し立てて いるが、滞納者数が3,000~4,000名程度いることからすれば、予算 や人員の関係もあるが、少しでも申立件数を多くする工夫を行うこ とが望ましい。
- (2) また、支払督促が利用されている主な理由は、神奈川県債権 管理条例第5条第3項が「支払督促の申立てを積極的に行うものと |する。」と規定しているからであると思われる。たしかに、本件債 権のような奨学金については、連帯保証人も複数いることから、支 払督促により法的手続がなされたことを伝えることで支払いの連絡 |が来ることは他の債権と比べて多く、一定の効果を有するようであ

もっとも、訴訟を提起する方が有効な場合もある。具体的には、 訴訟提起後に債務者から分割払いの申出があった場合、履行延期の 特約の手続をとる場合と同様に、債務者の生活状況や収支状況、財 産状況等を詳細に聴取したうえで、債務者の状況に応じた額の分割 |払いを内容とする裁判上の和解(民事訴訟法第267条)や和解に代わ┃ることとし、また、サービサーの利用については、2回目以降の委 |る決定(民事訴訟法第275条の2)によって債務名義を取得する方法||託を行うこととする。 により、分割払いに応じることでより実効的な回収に結びつくケー スもあるといえるので、訴訟を提起することも今後は検討すべきで「窮になる恐れがあるため、案件ごとに慎重に検討していく。 ある。

(3) 令和2年度の101件の支払督促のうち8件は、送達不奏功によ |法的回収手続と人員||り申立てを取り下げている。これは、支払督促においては公示送達 |不足(高等学校奨学|によることができない(民事訴訟法第382条但書)ことによるものと 思われる。

> これに対し、訴訟手続においては公示送達によることができ(民 事訴訟法第110条~第113条)、債務者の所在が不明であっても債務 名義を取得することが可能である。

> (4) したがって、本件債権については、画一的かつ大量の処理の 必要性の観点から、支払督促をベースにすること自体はよいとして も、訴訟提起をしたうえで裁判上の和解又は和解に代わる決定によ り分割払いに応じることも手段の1つとして検討するべきである。

> もっとも、県としては、訴訟を行う場合、期日の出頭等の時間を 確保することは困難であり人員不足であるとのことである(そのよ うな事情があることに鑑み、意見的指摘事項とした。)。 |そうであるならば、担当課の人員を拡充し、専門の職員の補充をす

> ること、若しくは2回目のサービサーを利用すること等を検討する ことが望ましい。

> (5) なお、県は、債務名義を取得後、それでも回収ができない場 合には、強制執行はしないとのことであり、その理由は生活困窮者 がほとんどであるからとのことであるが、連帯保証人は仕事をして いる可能性があり、他の債権に比べて回収率が低いとは必ずしも言 い切れないため、この理由のみをもって強制執行を一切しないとい うのは、県民への説明としては不十分であろう。

(1) 支払督促等の対象者の選定にあたって、最終的には、滞納者 ■の個々の状況を確認する必要があるため、システムデータの目視に よって抽出しているため、現行の体制では支払督促の申立件数の対 象者を現状以上に増やすことは難しい。

しかしながら、令和6年度以降奨学金システムの改修を検討して おり、時効管理のアラート機能を奨学金システムに搭載させること |で、支払督促対象者の抽出作業の事務負担の一部軽減を図る中で、 支払督促の件数を増やすなど効率的な債権回収に努めることとした V1

- (2) 訴訟手続きついては、多数の未収債権があることから多大な 事務負担がかかるため、まずは支払督促の件数を増やし、返還を促 すことに注力していく。
- (3) (2) に同じ
- (4) 支払督促に代わって訴訟を提起するには、現状の体制では困 |難であることから、限られた人員体制の中で、効率的な運用に努め
- (5) 生活困窮者に対し強制執行を行うことで、より深刻な生活困

教育局財務課

意見 金資金)

意見	支払督促申立後の対 応について(高等学 校奨学金資金)	県によれば、支払督促を申し立てた後に、債務者から分割払いの申出があった場合、いずれも納付誓約書の提出を条件に申立てを取り下げている。しかし、これではその後納付誓約に基づいた支払がなされない場合は、あらためて法的措置をもって履行の請求をしなければならないことになるが、これでは当初の支払督促申立てにかかる費用と労力が無駄になってしまうことは明らかである。したがって、支払督促申立後に債務者から督促異議があり、かつ、分割払いの申出がなされた場合は訴訟手続に移行させるとともに、裁判上の和解又は和解に代わる決定により債務名義を得る方法等で分割払いに応じるべきである。訴訟手続に移行する場合の人員不足の問題については、上記と同様に、債権所管課の人員の拡充を検討することが望ましい。	債権回収に努める。 異議申立があった場合は、 況等を綿密に聴取したうえ	教育局財務課
意見	分割払いに応じる場 合の対応(高等学校 奨学金資金)	(1)債務者から分割払いの申出があった場合は、債務者からその生活状況、収支状況等を詳細に聴取したうえで、履行延期の特約(地方自治法施行令第171条の6)の要件(同条第1項第1号ないし第5号のいずれか)を満たすか否かを吟味したうえで、その要件を満たす場合に同特約の手続をとることにより分割払いに応じるべきである。 (2)しかるに、本件債権については、分割払額を記載した納付誓約書を提出してもらい分割払いに応じているとのことであるが、履行延期の特約の手続が履践されておらず、かつ、その要件についても吟味していないとのことであるが、履行延期の特約の手続が履践されておらず、かつ、その要件についても吟味していないとのことであり、この点において、法令の規定に沿った債権管理がなされているとはいえない。 (3)履行延期の特約の連れの神経である。 (2)しかるに、本件債権については、分割払額を記載した納付誓期である。債務者の協力が得られる場合は履行延期の特別の手続きを求めることで分割納付の連い、債権回収が進まなくなることも想定行延期の特別の上にないなどのことにより分割払いに応じる方法が直ちに違法であるとまではいえない。しかしながら、当該方法には法的な根拠がないこと、事実上履行期限を延期する結果になる一方でその後も遅延損害金が発生し続ける点において履行延期の特約の上に上して債務者側の不利益が予なと、本どの不都合があることから、分割払いに応じる場合は原則として履行延期の特約の方法によるべきであり、納付誓約書による分割払いは、履行延期の特約の方法によることができない特段の事情がある場合に限り許容されるというべきである。	2名の合計3名分)の財産の提出状況から、当該債務の提出状況から、当該債務るにあたって、債務者の協期の処分を行うが、履行延絡すること自体をためらされる。回収が行われている現状が	教育局財務課

県は、本件債権については、非強制徴収公債権として整理をして 授業料については、昭和23年8月に自治省において「地方公共団 いる。 体の造営物の使用料の一部」という判断が示されており、現時点で 確かに、福岡地方裁判所平成11年9月2日判決(判例時報1729号 最高裁において私債権として判断する旨の判決が示されていないの 80頁)は、「県立高校における生徒の在学関係は、私立高校におけ で、引き続き公債権として扱っていくこととする。 るように契約によって生じるものではなく、行政処分(入学許可) により生じる公法上の法律関係であると解される」とすることか |ら、これに従い公債権として位置づけることは可能であると解す しかし、上記はあくまでも地方裁判所の裁判例に過ぎず、最高裁 |判所がこれと異なる判断をする可能性は否定できない。特に、最高 |裁平成17年11月21日判決が「公立病院において行われる診療は、私 立病院において行われる診療と本質的な差異はなく、その診療に関 する法律関係は本質上私法関係というべきであるから、公立病院の |診療に関する債権の消滅時効期間は、地方自治法第236条第1項所定 の5年ではなく、民法第170条第1号により3年と解すべきであ る。」(判例時報1953号194頁)と述べていることに鑑みると、今 本件債権の法的性質後、裁判において、私立高校と公立高校において行われる授業に本 (高等学校授業料債 質的な差異がなく、授業料にかかる法律関係が本質的に私法関係で 意見 教育局財務課 あるとして、本件債権が私債権として判断される可能性は相当程度 ある。 仮に、本件債権が、私債権であるという判断をされれば、発生原 因である入学が令和2年4月1日より前に発生した生徒にかかる授 業料債権については、旧民法第173条第3号「学芸又は技能の教育を 行う者が生徒の教育、衣食又は寄宿の代価について有する債権」で あるとして、消滅時効期間が2年と整理することを余儀なくされ 以上を踏まえれば、県としては、令和2年4月1日より前に入学 した者にかかる授業料債権については、非強制徴収公債権として整 理をし続けるとしても、債務者と争いになった際に訴訟の中で、裁 |判所から私債権であると判断され、消滅時効期間を2年と判断され る可能性に備えて、2年以内に時効の中断、完成猶予又は更新のた めの措置として支払督促の申立などの法的手続をとっておくことが 望ましい。

	分割払いに応じる場 合の対応(高等学校 授業料債権)	(1)債務者である生徒又は連帯保証人である保護者から、分割払いの申出があった場合は、債務者及び保護者からその生活状況、収支状況等を詳細に聴取したうえで、履行延期の処分(地方自治法施行令第171条の6)の要件(同条第1項第1号ないし第5号のいずれか)を満たすか否かを吟味したうえで、その要件を満たす場合に同処分の手続をとることにより分割払いに応じることが望ましい。(2)実務的には、各高校の事務室の担当者は、未収授業料については分割払いに応じる場合には、分割払額を記載した納付誓約書をしいも、このような債務者と保護者のみが一方的に押印したのみの納付誓約書は、履行延期の処分の手続が履践されておらず、かつ、その要件についても吟味していないとのことであり、このよおな情権管理がなされているとはいえない。(3)なお、納付誓約書を提出させる方法により、県立高校が債務者から事実上分割払いに応じる方法が直ちに違法であるとまではい。しかし、当該方法には法的な根拠がないこと、期限の利益喪失による全額一括請求が可能であるか不明確であること、期限の利益であることがら、分割払いに応じる場合は原則として履行延期の処分の方法によるべきであり、納付誓約書による分割払いは、履行延期の処分の方法によるごとができない特段の事情がある場合に限り許容されるというべきである。	(生徒、保証人)の財産状況の把握が必要であるため、関係書類の 提出など債務者による任意の協力が必要であるが、納付誓約書の提	教育局財務課
意見	授業料未払いのまま 卒業又は退学する者 との間の履行延期の 特約(高等学校授業	監査人が実査した高校においては、上記のとおり、授業料末払いのまま卒業又は退学する者から納付誓約書を取得することができなかった事例が存在していることから、同種事案が他の学校においても一定数存在していると考えられる。しかし、当然であるが、高校の事務室の現場担当者が、既に卒業又は退学した者から、未収となった本件債権を回収することが難しいことは自明であるから、未納債務者が学校を離れる際に、債務の弁済について、履行延期の処分を行うことが望ましい。	債務者の協力が得られる場合は履行延期の処分を行うが、履行延期の手続きを求めることで分割納付の連絡すること自体をためらい、債権回収が進まなくなることも想定される。これまで、納付誓約書の提出により分割納付を受け、実際に回収が進んでいる例があることから、今後も引き続き効果的・効率的な債権管理に努めていく。	教育局財務課
意見	神奈川県立高等学校 の管理運営に関する 規則第25条の3第2 項の活用(高等学校 授業料債権)	監査人が実査した高校においては、授業料の支払いも行わず、所在不明や連絡がとれなくなった状態にあるにも関わらず、修学年限を超えて在籍扱いになっており、未収金の金額が増え続けている事例が存在していたことから、このような事案が他の学校においても一定数存在していると考えられる。 県立高校が、生徒の学習権を最大限尊重する観点から、安易な退学処分や出席停止処分を行うことが望ましくないことは当然であるが、債務者が所在不明であったり連絡がとれなくなるなど明らかに学校に在籍し続けることを希望しないような事情を看取することができる事例においては、神奈川県立高等学校の管理運営に関する規則第25条の3第2項を活用し、校長の判断により退学処分とすることも必要とされよう。	神奈川県立高等学校の管理運営に関する規則第25条の3第2項を活用し、生徒を退学等に処することは、行政処分に当たり、本人への通知を要すると考えられる。現在、授業料が回収できない生徒は、所在不明や連絡が取れない状態であるため、退学等の行政処分を行う上での通知も公示送達の手続きを必要とするなど困難な一面があるが、今後も検討を進めていくこととする。	教育局財務課

思兄	法的回収手続について(高等学校授業料 債権)	例は存在せず、支払督促が学校現場において十分に活用できていない状況も見られた。	令和5年6月23日に授業料未納対策について、各学校の担当者を対象に説明会を開催し支払督促制度の活用やその手続き等について改めて周知を図った。今後も引き続き周知を図っていく。	教育局財務課
意見	徴収不能引当金の算 定方法について(X 社に対する違約金)	公会計上は債権については回収可能性に基づいて徴収不能引当金を計上することとされており、消滅時効の完成や不納欠損処理は徴		警察本部会計課

住宅供給公社は、債務者から分割払いの申出があった場合、電話 令和4年7月以降分割払いを認めるにあたっては原則として分納 誓約書面を徴することとした。 にて生活状況、収支状況、勤務状況、健康状況、家族等について聴 取した上で分割払いに応じているが、完済までの期間について特に |※令和5年6月まで分納誓約書面受領6件(令和4年7月以降退 制限を設けておらず、債務者から分納誓約書等の書面の提出も求め ていないようである。 去)、債務名義取得無し また、滞納期間が4年を超えて支払われた債務も記録から看取で きた。 そうすると、債務者の言い分のまま漫然と非常に長期間にわたっ て債権管理を行うことになりかねず、適正な債権管理という観点か らは問題である。 このような状況を改善するには、住宅供給公社について、神奈川 県債権管理条例が適用されるわけではないことは前提としつつも、 神奈川県住宅供 訴訟提起等の法的回┃神奈川県債権管理条例第5条第3項が法的措置による履行の請求と |収手段の積極的な実||して「支払督促の申立てを積極的に行うものとする。」と規定して 給公社 意見 施が望ましい(事業」いることを参考にして、支払督促の申立てを行い、債務名義を取得 (公共住宅課) |未収金・長期事業未||したうえで債務者から「誓約通りに債務の履行をしないときは、直 収金) ちに債務名義に基づく強制執行に服する」との文言を付した分納誓 約書の提出を受けて、分割払いに応じることが望ましい。 またその他にも、訴訟を提起した上で、債務者から分割払いの申 出があった場合は、債務者からその生活状況や収支状況、財産状況 等を詳細に聴取した上で、債務者の状況に応じた額の分割払いを内 容とする裁判上の和解を成立させて債務名義を取得し(民事訴訟法 第267条)、または和解に代わる決定(民事訴訟法第275条の2)を 得ることにより債務名義を取得する方法により、分割払いに応じる のが実効的な回収に結びつく可能性が高く、望ましいものといえ

意見	貸倒引当金の計上の 検討(その他附帯事 業収入)	道路公社は、債務者が賃料等の延納の申入れがあった際、迅速に 対応して繰延を決め、その後も債務者の状況に鑑みて、賃料減額や 支払延期の措置をとっている。 また、その際、道路公社は、債務者との間の覚書によって、条件 を詳細に取り決めている。 さらに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大のみならず、土砂 勝落に伴う横浜横須賀路逗子ICの閉鎖によって、債務者の営業 状況に影響があったものの、その際にも道路公社は迅速に対応して 質料減額や支払延期の措置をとった。 現状においては、遺路公社は、債務者から保証金2,400,000円を預 かっているため、本件債権である繰延額2,310,000円が回収できない 事態になることは現時点では考えにくい。 しかし、貨間引当金については、以下の点に留意されたい。 すなわち、債権の評価については道路公社会計規程第37条においては貸倒償却について規定している。こでは資産の価額を削除し、これを費用として計上できるケースとして①時効経過後でかつ 債務者が所在不明であって差押可能な財産がない場合、②強制執行後なお 回収不能の債権がある場合の3つを挙げている。しかしながら、上 記3つのケースに該当しない場合でも、実質的に回収不能と考えら ある債権に一定程度存在する。そもも追路公社会計規程第37条は あくまで債権額を直接減額するケースを規定しているに過ぎず、貸 間引当金の計上を否定しているものではない。 このため、現時点で債権の回収で能性に疑義が生じていないとし ても、道路公社会計規度第4条において発生主義による会計処理を 要求していることに鑑み、道路公社は、今後回収可能性に疑義が生じる場合には貸削引当金を計上することを検討されたい。	
----	--------------------------------	--	--